

平成22年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成22年6月23日(水曜日)

午前9時30分開議

第17 一般質問

- 第4 議案第49号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第42号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第43号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第45号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第44号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第46号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第13 議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第14 議案第52号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 第15 議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

追加日程

- 議案第54号 財産の取得について
- 議案第55号 財産の処分について
- 請願第2号 脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める請願書

- 第16 認定第1号 平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定について

追加日程

- 意見書案第3号 脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める要望意見書
議員の派遣について

○出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八畝光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

なお、田古選挙管理委員長については、本日から今定例会の閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に先立ち、議会運営委員長から今後の議会運営について、報告を願います。

○議会運営委員長（上原豊茂君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のご指示がありましたので、ただいまから本定例会における追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

昨日、6月22日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。平成22年第2回定例会における追加議案について、協議をいたしました。

協議の内容につきましては、皆様のお手元に配付しておりますとおり議案第54号、財産取得について、議案第55号、財産の処分について、請願第2号、脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める請願の3本の追加議案について、議会運営委員会で協議いたしました結果、本議会に提出することに決定いたしました。

なお、3本の議案についての提案理由の説明、質疑、討論、採決は、議案第53号の質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力をお願いいたします。議会運営委員会からの報告といたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ご苦勞様でございました。

◎議事日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、今定例会に追加議案として、提案されました議案第54号、財産の取得について、議案第55号、財産の処分について、請願第2号、脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める請願書についてを日程に追加したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第54号、議案第55号、請願第2号を議題とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第17、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） それでは、皆さんのお手元にあります通告書に従いまして、私の一般質問を進めてまいりたいと思います。

町民目線でのまちづくりについて、町長の考えを伺いたいと思います。

町長は、町民参画型のまちづくりの具現化を提示し、さらに心やさしいまちづくりの実現に向け公約の柱を中心に施策を進めるとしています。

「住民参画ビジョン策定事業」の中で、まちづくり委員会に変わる組織立ち上げを行い「自治基本条例」の議論を進めるとしていますが、これらの方向がどのように展開されようとしているのか。

また、これらの中味が町民に充分周知され理解を深めることが大切だと思いますが、その考えはあるのか。単なる打ち上げ花火ではなく実のあるものとするなら行政運営に係るさまざまなルールづくりが必要と考えます。

また、心やさしいまちづくりは、福祉の充実のみではないと考えます。庁舎に足を運んだ住民が不快感を持つことを減らす取り組みも重要なことだと考えているところでありませう。

これらの対応策も含めて、町長の考えを伺いたいと思います。

1点目は、「住民参画ビジョン策定事業」の進捗状況と今後の取り組みについてであります。

2点目として、住民への窓口対応の現状と課題・その対策について伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、上原議員から「町民目線でのまちづくり」についての2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「住民参画ビジョン策定事業」の進捗状況と今後の取り組みについてでございます。

この事業につきましては「自治基本条例の必要性は認識しつつも、条例に対する町民の理解度を考慮すると時期尚早であり、常設のまちづくり組織を設けるなど、条例とは別の形で住民参画の仕組みづくりを実現すべき」という、まちづくり委員会の協議結果を踏まえ、この4月に、町民の方8名により「住民参画ビジョン検討会議」を組織し、本町にふさわしい住民参画ビジョンの策定に努めているところでございます。

これまで、2回の会議を開催しておりますが、1回目の会議では、会議の進め方と検討すべき項目を確認し、本町の実情にあった、住民がまちづくりに参画できる常設組織の考え方と問題点などについて論議しました。

5月に開催の2回目の会議では、さらに踏み込んで、既存の住民組織である町内会・実践会を基本とした住民参画のシステム化や情報共有の環境づくりなどについて具体的に議論を進めたところでございます。

今後の取り組みとしましては、先進事例調査を行い、改めて別の視点で考察し、住民参画システム等の内容をさらに煮詰め、9月頃を目途に住民参画のあり方を描いたビジョン

をまとめあげ、その後、そのビジョンについて、町民の皆様のご理解をいただくとともに、関係者等との協議調整を行い、具現化していきたいと考えているところでございます。

なお、この会議の申し合せとしまして、町民の皆様には、住民参画ビジョンをまとめあげた段階でお示しすることとしておりますので、ご理解賜りたく存じます。

次に2点目の「住民への窓口対応の現状と課題・その対策」についてであります。窓口対応にあたっては、来庁された方がスムーズに用件を済ませることができるよう、あいさつや声かけ、対応窓口への案内はもちろん、来庁された目的を的確に理解し、正確に、わかりやすく、できるだけ迅速な対応に心がけるよう努めているところであります。

また、来庁された方に対しましては、手間をかけずに用件を済ませることができる、いわゆるワンストップサービスにも心がけておりますが、専門的な知識を有する業務が増えており、組織体制上の問題からも、ひとつの窓口だけで用件を済ませることが困難な場合も生じるといった課題もございます。

こうした課題を抱える中で、所管する係以外の業務にも関心をもち、業務内容の理解にも努め、課内及び部門間の連携により、円滑に他の窓口に引き継ぐことなどの対応に努めてまいります。

さらに、窓口ではさまざまな問題が起こる場合もございますが、コミュニケーション能力の養成、クレーム対応、危機管理対応などといった職員研修の実施や職員自身のメンタルヘルスにも気を配るなど、来庁される町民の方の立場に立って、より一層、窓口対応の充実に努めてまいりますのでご理解賜りたく思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ただいま、住民参画ビジョン策定事業の中で、まちづくり委員会に変わる組織として、8名の委員によって構成されているとの説明でありました。1つは、この組織の名称はどのようになっているのかを1点確認したいと思っております。その構成の状況も支障がなければお示しをいただきたいと思っております。今、回答の中で既存の組織がまちづくりにどのように参画していくのか検討していくのかということでもあります。もう少し踏みこんで、町長の考え方を確認したいと考えているところであります。住民のまちづくり参画の青写真は、おそらく町長の頭の中にはあると思っておりますし、行政担当の各職員の中にも、できているのではないかと思う訳であります。それをここで公表することが良いのか悪いのかとの問題もあると思っておりますが、多少その辺に触っていきたく考えているところであります。

町長はかねてより、住民参画の中で予算策定の参画を目指していると示しているところであります。当然それらを考えますとこの自治基本条例をどのように進めていこうとするのか。どのように確立させていこうとするのか。その中身によって、大きく変化が見えるのではないかと感じているところであります。その条例の要旨について、町長がどのように考えているのか。住民、議会、町長、執行組織と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、それぞれの立場をどのように位置付けしようとしているのかは、先ほど言いました条例の制定の仕方のポイントのおき方に変化が出るのではないかと思う訳であります。この自治体運営の大綱を町長が当然示していくのではないかと考えているところであります。これらを協議、検討していく。どういう形で詳言していくのかも含め、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おそらく非常に幅広い質問でございますから、欠落している部分がある場合については、お許しいただいて、また追加でご指摘をいただきたいと思いますが、ご存じのとおり、まちづくり委員会は平成20年6月6日にスタートさせていただきました。これは私自身が何度かお話をしていますように、町の将来は、町民自身の総意で決定していくということでございます。

1つには、当時の状況としては、平成の合併の終焉^{しゅうえん}がまだ見えてこない状況の中で、新たな北見市を中心とした合併の中に、訓子府ほどの立場で参画していくのかは町長自身のリーダーシップだけではなくて、住民の総意がくみ上げられるものをつくっていききたいということがございました。

さらに2点目は、この住民参加の考え方については、私どもの執行行政と立法の議会との中に主権者である住民がどのような形で参加していくのか、それぞれの責任、役割を明確にする必要があるのではないのかと思っています。これは町長として、行政の責任者としての責任、立法府としての行政をチェックするあるいは条例提案等をする議会の役割、さらには、それを基本とする両者は、住民の代表であるとの観点から住民自身がどのような責任を持つのか、この3つが私は、この住民基本条例、自治基本条例の基本ではないのかと思っています。先駆的には、ニセコ町が逢坂町長時代に作ったものがございまして、全国的にも何例か出てきておりますが、これはかなり膨大なものであります。さらに最近で言いますと北見は、その素案ができてまいりましたので、逐一読ませていただきましたが、果たしてこれがそのままうちの町に当てはまるかどうかは、かなり私自身、疑問を感じています。すなわち非常に複雑多岐にわたります、もっとスマートでいいとは思っています。現状で言いますと私自身はそんな思いを今日抱いている状況でございます。

ご質問のまず、まちづくり参画委員会といたしましょうか。これに対する考え方として、名称は、住民参画ビジョン検討会議とし、これはまちづくり委員会から一歩進めて、まちづくり委員会の皆さんから答申をいただいて、住民参画の言葉が私自身も大事なことだと思っています。すなわち今、住民参加と協働、コラボレーション、協力して働く、この考え方が全国的には出ておりますが、しかし、私は参加から参画、すなわち、計画の段階から住民が参加していく役割があるのではないのかという点でいきますとまちづくり委員会の答申でもあるように住民参画とあえてこだわった言葉の真意は、私はそこにおいているところでございます。

構成メンバーは、8名おります。以前のまちづくり委員会は町内会、実践会の代表29名、各種団体の推薦を受けた者が9名で、38名でスタートさせていただきました。途中、欠席の方がいたりいろいろございましたが、いずれにしてもこの春まで議論を重ねてきましたが、いよいよそれを具体化する段階では、もっと小回りの利く点で、30数名から8名のいずれもこの方たちは、まちづくり委員会での発言や主要な立場で意見を申していた方たちばかりでございますので、名前は別に構いませんが、前回のまちづくり委員会の代表を務められた柴田喜八さんがそのまま住民参画ビジョンの代表として、責任を果たしておられる。さらには、河端實氏、町内会の代表でございます。角武史氏、暴追協等の役員で住民活動をやられている方でございます。菅野仁氏、この方はご存じのとおり、農協等の経済団体の主要な事務系の責任をとられていた方でございます。それから農家の方

で、日出の杉田重則氏、高園の片桐賢一氏、穂波の後藤武男氏、北栄の森利美氏、これら8名の方が参画ビジョンの構成メンバーで、これらの期待を担って今、積極的な活動をされています。

1つは、私自身の中に予算編成に対する参画のありようを1つの課題として考えております。これは議員もご存じのとおり、予算策定は、町の事業の大枠を財政的な面から実行していく大事な部分が予算編成でございますし、3月議会では新年度予算に伴って非常に活発な議論をさせていただいていますが、作り方のプロセスの中で町民がもっと広く意見を言う場所があってもいいのではないのかということが、1点目でございます。これもお話ししていますが、予算総枠の財政規模がおよそ今35億円程度になってきております。多い時で、一般会計で45億円ベースですが、35億円ベースになっています。その点でいくとこれからあまた多い福祉政策に対する予算執行、それからハード事業等を中心とした予算執行の中でも、かなり町民の方のコンセンサスといたしまししょうか、同意を得なければできないことがたくさんあるのではないのかと思っています。その点でいきますと参画された代表の中で意見をもち寄る。それを地域にあるいは帰る。そしてまた行政に予算に反映させるような仕組みがあってもいいのではないのかというのが1点目です。

2点目は、私は今、町内会はもちろんというよりも特に、実践会組織の言葉は好きではありませんが限界集落です。これは町内会でも同じような状況が起きておりますが、すなわちお独りでお住まいの方あるいは夫婦2人の高齢の方。全体的に65歳を超える方が実践会組織の2分の1を超えてきている。この中で、きめ細かな住民活動や福祉をどのように支えていくかの点で申しますと私どもの町の実践会組織は実行組織であり、生産活動中心の組織であることは伝統的にその面がまだ強い。しかし、新しく、JAきたみらいとして、8農協が合併して農協職員自体も広域的な人事交流の中で、地域状況をどれだけ把握しているかも含めて考えますと私は日常的な地域の生活課題や生産にとどまらず、生活地域課題を実践会のコミュニティ組織を通じ、行政に反映させていくようなことがすごく大事になってきているのではないのかと思っています。例えば、賛否両論はあると思いますが、実践会長や役員を1年交代でやる。等しく役員を交代する点では、意味があると思いますが、私は地域のさまざまな福祉的な課題を1年きりで代表が代わることが本当にいいのかというものを持ってございますので、それが日常的に行政に積み上げられる、引き継がれていく、地域にフィードバックする。このような組織的な対応が、私はものすごく大事なのではないのかと思います。

さらに申しますと町内会と実践会の代表者が懇談をする機会は、まず皆無です。まちづくり全体になると農村地区も町内会地区も全体の中で議論していかねばならないのですが、それは現状の中では、町内会長と実践会長のそれぞれの会議がありますので、合同で町の課題全体を煮詰めるものがないのではないのかと思います。その点でいくとこの21世紀、改めて自治組織の見直し、仮に全体的な見直しができないまでも、特に、実践会地区を中心とした組織のありようを考えていくことが私は大事だと思っています。

しかし、これ以上言いますと委員長も傍聴席におりますから行政がそこまで、このようなことまで考えているのかといろいろなことで影響があってはなりませんから、これ以上、私は細かいことを申し上げられませんが、いずれにしても、大きく分けるとその2つの流れの中でどうしてもこの住民参画ビジョンを私の任期中にはっきり具体的に住民の

皆さんに提案し、議論をしていきたいと考えているところでございますので、よろしくご理解を賜ります。

今、メモが入りました。失礼しました。柴田喜八さんは、会議代表ではなく、会議の代表は置いていないということでしたので、私の認識不足でございました。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） まだ走り出したばかりと言いますか、先ほど私も言いましたように町長が具体的な部分に言及することが、会の方向性を狂わせてしまうというようなことも心配されている状況かと思えます。この委員会の構成をお示しいただきました。非常にまちづくりについて、将来的な展望を持ち、いろいろな活動をされていたとお聞きしている方ばかりでありますから、その点では、さらなる議論の深まりと将来に向けての方向性に大きな間違いを起こすことはないかと期待しているところであります。

今、後段で町長が発言されておりました既存の組織の見直し等々についてであります。これらにつきましては、例えば町長が任期中に1つの方向を見出したいとの話もありますが、地域の自治組織を再編する。また、まったく今までと違った認識を持った組織改選と言いますか、その形へもっていこうとするのであれば、相当早い時期に時間をかけて議論をしてもらう。このことにつきましては、私も30年前、もっと前ですか、実践会の役をやらせていただいた時からしますと今大きく組織の立場も変わってきていると感じております。その意味においては、形式的な代表と言うと叱られるかもしれませんが、現状がそのような状況ではないかと思う訳でありまして、さらにこれを生産組織とは離れ、特に、実践会において、生産組織と離れた自治組織としての確立をしていく点におきますと基本的なものをその住民と言いますか構成メンバーが認識しなければならないと思う訳であります。その意味においては、相当、今、地域の担当職員等々が配置されておりますが、このシステム等を相当活発に利用してと言いますか、彼らが意識的に地域へ入り、いろいろなことを伝達していかないと難しいと感じているところであります。その意味において、これらの組織再編、改選に向けて、具体的な考えがあるのかどうか。取り組みの手法も含めて、もし持っていればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実践会組織を別立てにするところまで、私はまだそこまでの検討はしていません。ただ、少なくとも継続して実践会の中で問題などのさまざまな生活課題や生産に関わることも含めて継続した自治組織の中で議論できるような役員を設置などいろいろな方法がこれからあると思うのですが、もう少し、その辺は9月ごろに住民参画ビジョンで示される一定の考え方を尊重していきたいと考えているのが1つです。

それから、今月末に2町村のまちをこのメンバーと職員が3名付いて11名で視察に行きます。

1つは、ニセコ町であります。片山町長という新鋭の若い町長でございますが、予算策定については、かなり住民参加のルールづくりを確定し実施しておりますので、予算書等も私どもの町よりはかなり分かりやすい。そのような予算書づくり、それからまちづくりの予算審議等に努める住民の役割について、私は見て行ってほしい。片山町長には、東京

でお会いした時、ぜひよろしく頼むと話をしておりますので、そこは見ていただきたい。これは、うちの財政係長も森谷業務監も行きますので、財政的な見地からも見てきてほしいというのが1点であります。

もう1点は、栗山町であります。これは、まちづくり100人委員会等が組織されており、今は、いろいろな課題を抱えているようですが、いずれにしても、まちづくり運営に対して、住民の広報も含め、まちづくり100人委員の方たちが町政に対する意見を申したり、あるいは提案する組織を持っています。これも1つの考え方です。しかも栗山町は、議会基本条例を全国に先駆け、議員、議会の責任も明確にしながら、いろいろな実践をやっているところでもあります。例えば、議員が各地域で説明責任を果たしていくことを一定のルール化している町で、全国的な視察も多い町ですから、その点でいきますとそれらの先進地的な視察も委員の皆さんが踏まえ、私どものまちにふさわしい提案をできればいただきたい。その上で私自身は、内部的な議論やあるいは委員さんの議論も含め、一定の原案を提示していきたい。それは、遅くとも年内中にはやらなければならない。物理的に言いますとその上で町内会、実践会にもあるいは、まちづくり懇談会等でも提案しながら、いろいろな意見をいただきたい。実質的にはこれがもし良しとすれば、私はある意味では、もし町政の2期目を担当することになりましたら、現実の問題として、動かしていきたいと考えておりますが、現時点では、そのビジョンを具体化する前段まではきっちりしていきたいと感じて考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 私は、住民のまちづくりの参加、参画は、これからの自治運営の中では、極めて重要なものだと認識しております。この件については、以前も申し上げたとおりであります。いろいろな意味において、住民が参画する予算編成に対して意見を言う、その中でバランスと言いますか、それぞれの立場のバランス。また、個々の価値観と言いますか、そのようなものも含め、バランスの取り方が極めて重要になると思えますし、このバランスをとっていくことは、おそらく条例の中で、一定の方向が定められてくると思う訳であります。行政運営に住民が参画してくることが大切であり、さまざまな既存の組織、今までの流れも踏まえた行政運営に対するルールづくりが大切になってくるだろうと思えます。今、構成されている8人の方については、おそらくそれらも含め、十分先に向けての提案をされると思えますが、前段でこの検討会議の人たちの意見を踏まえて、一定の原案を提示すると町長の考えが示されました。ぜひ、これらも含め、私の今発言したことも含めて、度々方向転換をすることがないような姿勢を示していただきたいと考えているところであります。いろいろな部分に言及すればまたいろいろな問題がそこから起きてくることも想定されますので、このことについて、最後のまとめとして、町長から何かご意見があれば、お聞かせをいただいて、この件については、閉じたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 俗な言い方をさせていただきますが、どこかのまちに見習って立派な自治基本条例をつくることは、いとも簡単だと私は思っています。そのことが大事なことではなくて、できるだけ実行可能な現実的なまちにふさわしく、これだけは少なくともまちづくりにとっては欠かすことのできない柱をきちんと明確にしながら、それを地域の方々のご意見をいただいて、私は実行可能なものにしていきたいと考えているところでござ

ございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 今、実行可能なものを柱にとの表現がありました。ぜひ、そのような意味で住民が分かりやすく、そこに自分が参加するのだと意欲が出るようなことで、これからの検討、方向性を示していただきたいと思ひます。

次の点に入っていきたいと思ひます。

住民の窓口対応の現状と課題、その対策についてであります。

これにつきましても、町長からその大変さをお示しいただきましたし、職員個々が謙虚にその住民の要求に対応している姿も見えるところの表現がありました。住民はある意味では我々があんたたちの給料を払っているのだという認識からというよりも、その目線で庁舎に来る方もいるかと思ひますし、また、はじめて庁舎に足を踏み込む、おどおどした私のような立場の人間もいるかもしれません。その意味において、庁舎の各部署で町民のやりとりに対して、職員が大変大きな気遣いをしていると私自身は認識しております。それだけに各部署における、さまざまな対応によって起きる課題、問題点、また評価をされたこと等があると思うのですが、これは、たまたまそこに居合わせた職員が感じるいろいろな思いがあると思うのです。これは、横の連携を密にしながら、言ってみれば、くだらないと思ひかもしれませんが、評価、批判、住民の声をそれぞれがやはり認識していくという思いを持っていくことが大切だと思うのです。処理の状況は、さまざまな場面で違ってくると思ひますから、ここにこれはこうあるべきだということはないと思ひますが、その連携の取り方と言ひますか、例えば、それぞれの部署における窓口対応、または、他の課題でもいいのですが、職員同士の連携の取り方が、例えば、どのような形で行われているのか。その辺について、具体的なものがあればお示しいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 庁舎内の大きな話になりますが、連携の取り方という部分では、ご存じのとおり、今、役場の組織として、各課がございます。職員全部が経験や年齢などございますが、全部の人が全部の仕事を把握している状況ではないのは皆さん重々ご存じのことだと思ひますが、少なくとも他の課、例えば、総務課からよその課の業務の場合、例えば、総務課の職員であっても福祉保健課のことを分からない。細かいことは分からない部分がありますので、少なくとも福祉保健課であるという想定がつく部分が、大方の職員ではいると思うのですが、それが的確に福祉保健課に電話をかけるとか連絡するなどし、あとは課の中でもそれぞれの部署の仕事、業務、詳しいことは大概の職員は分かると思ひます。あと手続き等については、その部署で比較的に、その課の中でもっていくような連携の仕方、状態としてはないのかなと思ひます。必ずしも、我々にしても全部の課のことを把握している訳ではありません。業務の1つひとつまでは把握していませんが、概ねどの課で何をやっているかの部分は把握していると思ひます。連携の仕方としては、何の業務にしましても住民の方は、どこの課の担当か分からない部分の住民の方もいると思うのですが、その場合、一番先に接する部分、それが一番最初は戸籍なのか、たまたま廊下を歩いていた職員なのかは別にしまして、それぞれの職員がどう対応するかで、大きく受ける感覚が違ってくる。上原議員が特に言う部分では、そのようなことがあるかもしれませんが、その部分をいかにして減らしていくのか。住民に対して気持ちよく

そこに振っていきけるかを考えながら、それぞれ個々の職員が対応していく。資質とは言いませんが個々の見た目と言いますか、個人の考え方によっては大きな差が出てくる。例えば分からないにしても気持ち良く、その住民がそのところに的確に行けるように、誘導、案内できるか気をつけていくことが先でないかと思います。実際には、これはこうしなさい。ああしなさいとその部分で言える訳ではありませんから、やはり担当課に持って行くまでのプロセスと言いますか、その対応の仕方が重要かと考えております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 今、説明のありましたように、全ての職員が全ての業務について熟知している訳ではないことにつきましては、私も理解しております。今、課長が説明したように例えば、誰と一番先にどの立場、状況で住民が職員と接するか分かりません。私はこう思うのです。例えば、このことについて、私が来た時に、例えば課を間違えた。それはどここの課ですと言うのか。そこに居てもらい、その課の担当者をそこに呼び寄せるのか。これは大きく住民にとっては違うと思うのです。足を運んでくれたと思うのか。自分で行けと言われるのか。これはもう手のひらを返したぐらい感情的には違ってくるのではないかと思う訳です。職員個々には大変忙しくて大変だとは思いますが、ある意味ではそのくらいの気遣いができる職員に成長してもらいたいものだと思う訳であります。その意味においては、これから十分、庁舎内でいろいろな議論を進めながら、より住民にとって受け入れやすい対応をしていく、例えば、全ての住民に対して、今、私の言ったような対応をするべきかどうかというのは疑問ですが、特に、庁舎に対して、嫌悪感があるといえますか、足を運んだことがなくて、どこへ行ったらいいのか分からない高齢者や若い人たちなどについては、私が今言ったような手法を取ることで、非常に身近になったと感じてもらえると思うのです。

もう1つは、先ほども前段の質問の中で言いましたが、地域担当制の問題であります。ここで、いかに住民との関わりを強くするのか。これが、ある意味ではまったく担当が違って、その人を頼って来てくれるぐらいの人間関係を確立してほしいと思う訳であります。そのことによって、例えば、難しい問題であっても、その人が担当のところ案内することで、気持ちがすっきりする。心やさしい、職員は思いやりがあると感じてもらえるのではないかと思う訳であります。当然、このようなことを言うと効率性の問題がありまして、経費の問題等々もあるかと思えます。ある意味では、そこにそれだけのものを費やしても意味がある。先ほど前段で町長とやりとりしましたまちづくりの方向性、これを確実、着実に花咲かせるためにも今、私が問題提起しているこの対応がベースになり、大切になってくると感じているところであります。ある意味では、トータル的には、今、課長とやりとりしたような中で進めてもらえればよいと思えます。

最近、私がかたまま耳にすることがありまして、具体的な部分で言いますと個人情報保護を今、自治体では、ずいぶん気を使う形になっておりますし、そうせざるを得ない状況になっております。ささいな窓口手続き等についても、例えば、町民課ですと証明書を自分が誰であるかを証明するものを提示することになっている訳であります。一般的には、当然持っているべきものといえますが、ある意味では、一番簡単な免許証の所持は、我々の頭の中では、すごく当然に思いますが、例えば、年齢の低い方、高齢者、免許を返納した人等々が現実にいる訳です。その人たちにとって、例えば、2つのものを提出

してと言われた時に非常に私を信用していないと不快を感じているのが事実であります。そのような声を耳にする訳であります。職員はルールに従ってまじめに対応している訳です。しかし、町民の側からすると非常に不快を感じていると耳にしているのも事実であります。このことは窓口にいる職員にとっては本当に気の毒なことだと私は思っております。それであれば、行政側としてその対策をとる必要があると思う訳であります。例えば、誰もが同じような自己証明を出すというような可能な対策をとってもいいのではないかと感じる訳であります。これらについて、もし、具体的な対策を打ち出せるのであればお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） 個人情報保護関係の本人確認の関係でございます。確かに窓口で住民票それから戸籍謄本等を請求される場合は、本人の確認が必要になってございます。これにつきましては、戸籍法それから住民基本台帳法で規定をされており、運転免許証、それからパスポート、その他、官公署が発行した免許証等で、第一義的には、写真が添付されたものとなってございます。そして、その同じ規則の中で、書類をやめない理由により提示できない場合、持っていない方もいると思います。それは先ほど、上原議員言われました健康保険証と2つのものを提示することで、本町の場合については行っております。なおかつ、これがもし1つしかない方や、お持ちになっていない方につきましては、その窓口の中で、家族がおられれば、その家族の方のお名前、生年月日を確認し、その請求のものを出している状況でございます。これにつきましては、個人情報保護法で不正に取得することもありまして、平成20年5月1日からこのようなやり方に法律改正となりましたので、これに基づいて、本町においても対応しているところでございます。

今後の行政の具体的な対策としましては、特に今の中では、対策を考えてございませませんが、今言いましたように法律に基づいて対応していく。これが仮に不正に出ていった場合、確認がないことになれば行政の責任も出てきますので、その部分では慎重に対応していかなければならないと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 今、課長から説明されたように、最終的に間違えば行政の責任問題にまで発展するということでもあります。それであれば、前段で申し上げましたように住民と行政の担当職員がいつも良い関係でいられるような対策を講じて当然だろうと思うのです。一定のものが示されれば、それで良しとされている訳ですが、例えば、年寄りとは、というと私もその類に入りますが、落としたら困る。もし、これがなくなると自分が病院に行けないなどいろいろな思いで、必要な時以外は持ち歩かないことも多いと思うのです。その中では、何十年も、例えば、70年も80年もこの地域で生まれ育ち生活してきた人に、あなたの家族構成は、あなたはどこの誰ですか。証明しなさい。それは非常にやはり苦痛を感じることだと思う訳です。それであれば、うちの町で誰もが同じようなものを見せれば、証明されるような形をつくるべきではないのか。もし、それが不用な人は、不用だと本人が判断すればいい。必要に応じてと言ってもいいのかもしれませんが、基本的には、全町民がそのものを準備できる体制づくりをしていかなければ、先ほども言いましたように、住民と職員のいい関係が築かれていかないと思います。ささいなことでも背中合わせになるようなことは避けるべきでないかと思うのですが、もう一度、その

対応について、取り組む考えがあるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） 住民に統一した証明書みたいなものの交付でございます。これは今、住民基本カードがございまして、市町村によっては、これを無料で交付しているところもございます。本町の場合は、手数料いただいている部分もございますが、これも落とすことになるとうまいろいろな使い方が出てきます。その部分ではいろいろな支障も出てきますが、住基カードも1つの方策と思いますが、いずれにしても、町が発行する顔写真のついているもの、ついていないもの、どちらにするかもあります、全体的に必要な人ということになれば、検討してみなければ、何とも今の時点ではお答えできませんが、検討してみたいと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 検討することが実現するかどうか分からないと私も認識しておりますが、いずれにせよ町民と職員が笑顔で接することができるのがまちづくりの基本だと思います。その環境づくりのために、町が具体的な策を打ち出すこと。このことが、まさに心優しいまちづくりだと私は思います。その意味においては、住基カードがいいのかどうかは分かりません。非常にそれは問題があることも私自身認識しております。それは別にしまして、何らかの方法でそのことが可能となる取り組みをしていく姿勢を行政としてもっていただきたいことを節に願って、私の一般質問を終わりたいと思いますが、町長から何かあればお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 役場は敷居が高くて入りにくいというのは、何人もの方からも私にも意見がありますから、町職員の出身である私自身ではまだ気付かない一般の人が役場に入りにくいというのは否定できない現実の状況だと認めざるを得ません。しかも私も最近、戸籍関係の書類を取り寄せるのに担当係長のところへ行って、ぜひお願いしますと言ったら、免許証を提示してくださいと言われました。私は町長ですし、しかも私が私の証明で発行するのです。これが法なのです。これは全国一律同じですから、このことが良いか悪いかは別として、2つの考え方があると思います。

1点目は、制度を分かりやすく理解していただくことともう1つは、議員が提案された何らかの方法を住基カードか今政権が検討している住民総番号制の証をつくるのか何か分かりませんが、これはより現実的によりていねいなものとして、課長が答弁したように検討していかなければならないと感じてございます。

さらには、最近のこととして、職員の初任者研修を総務課を中心として行いました。全課長が自分の仕事を新人職員十数名にそれぞれの課の仕事を説明し、質問を受ける研修を何日間にもわたってさせていただきました。その参加した職員からもこんなことを役場がしているとは思わなかった。こんなことがあるのかということを知ったとの感想を私のところに全員から寄せられておりますので、このような積み重ねが、ある意味では非常に大事だと思いますので、職員の資質向上という点では、一層まださらに現実的な皆の努力で町民の皆さんの期待に応えるような職員研修に、あるいは職員の資質向上に努めていきたいと考えているところでございます。

そして、先般、北見市のまちづくり研究組織が私どもの町へ視察にまいりました。課長

職が町内の施設を案内し、私との懇談があり、数名の課長職に残っていただきました。北見市議会議員のある方から「訓子府町は副町長を置いていないが、それに対して、あなたたち管理職はどう思うのか」と嫌な質問が出ました。非常に良い回答だったと思います。1点目は、大変です。2点目は、大変ですが、課長同士の連携が非常に高まってきましたと言ってくれました。私は、2つとも正論だと思いますが、副町長がいなくていいのだったら、自治制度で廃止すればいい話ですが、いなければ大変なのが課長職であることを認識していますし、もっと大事なことは、事務方の責任者の課長が押し並べて全体がそれぞれ責任を持たなければならないことは、その意味での連携を従来にも増して、私は仕事を通じて、各課長職の連携が日常的に行われていることに対する喜びと誇りを感じましたので、これは一般職員も含めて、制度は別にしても、私はその関係をつくっていかねばならないと感じております。今年度始めの町長訓示の中でも、町民と向き合う時にポケットに手をつっ込んだり、ガムをかじったり、襟を立てて話をする中学生のような態度はやめなさいとあえて言わせていただきました。これは少しずつ、きっと直ってきていると思いますし、私は職員がだんだん町民に期待される職員へなってきていることを確信しているものでございます。往々にして、小さい時から自分の部屋を与えられているなどの中で育ってきた若い職員は、昔の我々の年代から見たら、コミュニケーション能力は、ある意味では劣っているかもしれません。会話が苦手で、きちんと案内して、どうぞと言えない職員もおります。しかし、これは時代が生んだ子ですから、ある意味では、私ども先輩職員を含め、その子たちをどのように育てていくのか。一緒に育ち合うのかも大事にしていきたいと思っております。いろいろ建設的なご意見をいただきましたので、一層、私や管理職も町民の期待に応えられる職員像を現実のものにするため、努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

一般質問を引き続き、続けます。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして質問いたします。

1点目は、子育て支援センター設置及び管理条例の改正理由と今後の事業の進め方について、教育長にお尋ねします。

町長の町政執行方針に毎年掲げられていた本町の「子育て支援センター」は、一昨年からの検討委員会から準備室を経て検討を進めてきたところである。施設改修も今月完了となり、7月1日の開設を前に着々と準備を進めていると伺っている。3月の第1回定例会

において、設置及び管理条例の制定についてが議案として提出され、質疑応答もあったが、全員一致で可決されたばかりである。今回の第2回定例会において、その条例の「全部を改正する条例の制定」が議案として提出されたが、改正に至るまでの経緯と理由及び今後の事業の進め方について、町民にも分かりやすく説明する必要があると思うことから教育長の考えを伺いたい。

1点目、条例改正に至る経緯とその理由。

2点目、条例改正をすることで、町民（利用者）にとっての利点は何か。

3点目、今後の地域子育て支援拠点として、どのような事業の拡充を考えているのか。

以上、3点について、教育長に質問いたしますが、その質問が終わり、答弁いただいから、町長に、子育て支援センター開設に向けて、町長の所信について伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 子育て支援センター設置及び管理条例の改正理由と今後の事業の進め方に関して、大きく3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

まず、1点目の「条例改正に至る経緯とその理由」についてのお尋ねでございますが、子育て支援センター設置及び管理条例につきましては、先の第1回定例町議会に条例制定の提案をさせていただいたところですが、議案審議で議員の皆様からさまざまなご心配やご指摘をいただきました。特に、一時預かりの有償ボランティアによる実施と使用料を無料とする規定の整合性につきまして、次回の定例町議会までに、条例改正も含めて検討させていただくことで現行条例をご決定いただいたところでございます。

ご指摘に基づき検討を重ねてまいりましたが、運営を受任することとなりました教育委員会としましては、町長とも協議をさせていただき、一時預かり事業については、町が直営で運営する姿勢を明確にし、子育てサポート「メロンキッズ」を中心としながらも、代替支援員を使役し、一時預かりサービスの安定化と利用者の安心確保を図ることとしたものでございます。

直営の明確化に伴い、町会計の扱いとなります一時預かり料を規定したほか、他の施設使用についても公民館などの公共施設と同様に基本の使用料を定め、規則で減免の規定を定めることにより、無料とするものでございます。

開設準備室段階における検討では、十分に思いと力が及ばず、新年度から運営を受任した教育委員会の責任において、一時預かりの体制強化とそれに伴う条例の全部改正を行うことにつきましては、図らずも結果として2度のご審議をいただくことになり、担当部局はもちろんですが、反省し遺憾に思っているところでございます。

次に、2点目の「条例改正することで、町民（利用者）にとっての利点は何か」とのお尋ねでございます。先ほども触れました一時預かり事業の直営の明確化により、安定した一時預かりサービスが提供でき、安心してご利用いただけることと考えております。

また、直営で実施することにより、子育てサポート「メロンキッズ」の会員の皆さんへの負荷が過大になることを防ぎ、活動に集中していただけるものと考えております。

3点目は「今後の地域子育て支援拠点として、どのような事業の拡充を考えているか」とのお尋ねでございます。まずは、5つの事業をスムーズにスタートさせ、利用者のご意見を聞きPR等も行いながら、一人でも多くの子育て中の皆さんに気軽にご利用いただけ

るよう進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 今回の条例改正について、6月10日、11日の各常任委員会で、議案が提出されてから教育長より、その改正について各議員へ説明がありました。その中で、今回の条例改正について、一部の議員から「議会の議決に対する軽視ではないか」との意見が出されました。私もまだ3年で定例会を12回しか出ていませんが、この改正案についていろいろな疑問点がありましたので、本来ならば議案審議の中で質問するところですが、今回、急きょ一般質問の中で、その改正について、教育長は、自らこの改正の発案者であるということを示されましたので、その真意を問うものであります。

まず、率直にこの改正について、議員から「議会の軽視ではないか」との意見に対し、教育長は、どのような見解を示されているか伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 確かに3月の条例制定におきまして、条例の中身と実態との間に乖離^{かいり}があるのではないかとご心配、ご指摘をいただきまして、私ももちろんですが、担当者含め、最終的には、町長のお知恵もお借りしましたが、やはり条例は、実態にあったものを定めなければならない。これは、もう若い時から教わってきたことであります。

それで3月の条例については、執行したあと準備、人事含めて現に執行され、有効でありました。

ただ、1点、一時預かりの点においては、非常に問題があるという認識が非常に強く、ご指摘のご意見も含め、検討させていただき、町会計を通していかなければならないということからいくと3月で定められた現行条例では、現状とは合わないということでございます。それで有料化の表現に替えさせていただこうとした時には、現行の類似条例がたくさんございますので、基本を定め規則で減免していく作り込みになっておりますので、この条例だけが別な形をとる訳にはいかないという、いわゆる法制執務上の形式論もございまして、このような全文改正に至ったということでもあります。

それで2回の審議になりましたが、当然、今、提案させていただいている条例が3月に提案され、ご審議をいただきご決定いただくことが、筋であることは、自明の理であります。

ただ、今回の改正をしないで、一時預かりを直営とする明確化を定めなくて、7月1日のオープンを迎えることだけは、受任者としては、どうしてもできなかった訳であります。総務課の法制執務担当には、非常に忙しい中でのご協力をいただきながら、この文案を提案させていただくことになりました。決して、議会軽視とは思っていません。

ただ、結果として、3月に定めたものを6月の定例会で全文改正をさせていただくことは、非常に申し訳なく思いますし、本来はこのような形はありえないと思いますが、事業として正しく、一番望ましい形を定め、町民、利用者の皆さんに安心していただくためには、法規から直していかなければならないという点において、ご承認をいただきますようお願いをしたいと思っております。

繰り返しますが、議会を軽視する意図はまったくございませんので、よろしく願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 議会にとっては、条例の制定改廃権は、予算の議決権に並んで最も重要な権限であると地方自治法にも書かれております。議決は、議会の権限の中で最も本質的、基本的な重要となる意思決定であるということは、私たちもその審議の中で、これが住民にとって利益になることなのかが一番基本だと思います。

前回の場合は、予算審議で質疑がありましたが、この質疑などは、会議録にも載りませんし、住民に知るべきがないので、今回あえて、住民にもこのような経過で、子育て支援センター条例が今回、改正されることを知っていただく。要するに廃止ではありませんし、改正が悪いということではないので、支援センターが順風満帆に開設くださることをもちろん願っての質問でありますので、今の教育長のお答えはよく分かりました。

ただ、3月議会の審議で、その一時預かり料について、何人かの議員から質問があった時、町長はやはりこの第5条の使用料について、委員会の中でも意見が分かれたところであった。そして「メロンキッズ」の活動をこれからどう扱うかと一時預かり機能をこれからどう強まっていくのかの2点に対して、町長は、それは住民の要望にもよりますが、その2点は、とりあえずは町会計を通さないでやっていきたいと回答がありました。

また、町長は、この日を予測していたのか、改正があり得ることを何度も言っていました。3月に議決し、4月1日からの施行ですが、教育長としては、3月議会の議決で、ご自身は、この条例について、どのようなお考えだったのでしょうか。その時点で不備などところがあると認識を持たれていたのか、お伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 3月の時点では、準備室の担当でございます。4月の施行と同時に新年度に入ってから教育委員会の受任ということで切り替わった訳ですが、正直言いまして、受任が決まってから改めて条例に対する認識を持ったということでもあります。責任者になりますから、現実と規定の点検、ご指摘もいただいていたから、町長もご心配されておりましたし、4月に入ってから具体的に自分たちが担当する立場に立って、改めて、思いを新たにしたいということでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 準備室は、幼稚園の事務長が兼任している訳です。先ほども職員の仕事の連携のことを言っていましたが、当然4月1日から教育委員会が執行することは当初から分かっている訳です。その前に、たくさんした話し合いの中で、教育委員会側の意見も当然出せるのではないかと思います。この「メロンキッズ」に関しましては、平成18年に道の世話好き隊、世話やき隊の事業を受けて、福祉保健課の中で講習会を開き、約20名の方が講習を受け、そのあと自分たちもこの町のために何か役に立てることがあればやりたいということで「メロンキッズ」が始まり、一時預かりが平成19年度は39回の延べ86名の利用がありました。初年度ということもあり、それまでは、緊急事態など、いろいろな理由で、保育園にまだ預けていない就学前幼児の一時預かりの要望が多かったと思います。平成20年度は、10回で延べ10名です。21年度は、21回で21名。これは、おそらく「メロンキッズ」のメンバーの関係で、町長も言っていま

したが、週1回ぐらいしかできないということで、利用が少なくなったのかと思います。この子育て支援センターで、一時預りを町として直営でやることにより、もっと町民が安心できる機能になるのであれば、本当にこれは何も文句の言うことではないのですが、せめて、開設前、執行前にそのことをもう少し深く審議して欲しかったと思います。

この改正案について、何点かお尋ねしたいのですが、まず、この条例改正案の中で、センター利用者を限定している記載がありませんが、例えば、北見市の子育て相談センターは、小泉と端野にあるのですが、この施設は、一時預かり機能がありません。相談と遊びを主にやっています。その中でセンターを利用することができるものは、市内に居住する就学前児童及びその保護者などとすると書かれていますが、この改正案には、そのような決まりはありませんが、町民にとって、子育て支援センターへ簡単に行き来できるものなのか。その対象をお伺いしたい。

今、条例では、施設使用料について、ほかの施設と同じように使用料を定めて、そして、4つの機能にかかわる場合は、減免措置するということですが、町民へ周知する場合、使用料を無料とするのか。それとも一旦有料として、減免することを説明するのか。私もこの管内の子育て支援センターに電話を入れてみたのです。使用料はかかるのかと確認したのです。最初は、名乗ったのですが、あとは父母になりすまし、電話を掛けました。ほとんどが無料ですので、いつでもいらしてくださいとの対応でした。今後の町民への周知をどうするのか。

それから「メロンキッズ」で対応できない場合は、町の待機保育士を使役すると教育長の説明をいただきましたが、その場合の賃金は、どのようになるのか。その点をお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 条例審議で本来されるべきことではないかと思いますが、お答えをしたいと思います。まず、条例の第1条の目的及び設置規定で、児童及びその保護者が相互に交流し、子どもの健やかな育ちを支援することで利用者を特定しているものでございます。

PRにつきましては、有料かどうか含めてのお尋ねでございますが、既に準備しております。施設の概要をご案内するパンフレット、それと機関紙のような、便りも今検討中で用意しており、きめ細かくPRに努めてまいりたいと思います。町立で素晴らしい施設をつくらなければならないということでございますので、情報は適確に正しく広く伝えてまいりたいと思います。この条例をご決定いただいたあかつきには、規則を定める訳ですが、今、想定している規則の中では、当然一時預かりの1時間当たり500円以外の4本の柱の事業につきましては、規則で減免し、無料にしていきたいと考えておりますので、そのことも明確に町民、利用者の皆さんに伝わるよう努めてまいりたいと思います。

賃金の関係が、お尋ねありました。「メロンキッズ」を中心にご苦勞をいただき、お世話になることは、現行と変わらないのですが、そのことによって「メロンキッズ」に過度の負荷がかかる場面も、時期などの状況によっては、想定されますので、それにより、サービスの停滞を招いてはいけませんので、そのような状況においては、町が雇う臨時職員を充てる。その場合は、臨時の保育士ですので、日々雇用の賃金になると思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） この管内では、先ほど言いましたように、保育園の跡を利用した子育て支援相談センター、支援センターがたくさんありますし、網走管内支援センター連絡協議会というのがありますが、当町は、開設後に、そのようなところに加入するのでしょうか。

それといろいろ調べていく中で、1つおもしろい取り組みがあったのです。北見市常呂総合支所の子育て支援センターで、行政の方は、ご存じだと思いますが、ここは唯一、北見市社会福祉協議会が指定管理者として、市から約200万円の補助を得て、子育て支援をやっており、唯一、一時預かり、託児サービスをやっているのです。市からの助成もあるので、託児料金は1時間300円で、障がい児は1時間100円、ひとり親世帯は1時間200円と減免措置されています。そして、おもしろいと思ったのが、ベビー用品の貸し出しサービスをやっています。これは、今、話題となっている独立行政法人ですが、福祉医療機構というのがあり、その子育て支援基金を利用し、本当に赤ちゃんの一時期に使うものであるベビーバス、温度計、ベビースクール、ベビーベット、ベビージム、ベビーサークルなど、お互いに貸し借りできる場合は問題ないのですが、今、子どもさんが少ないので、貸し借りができない場合もありますので、これをその基金で買い、町民に無料で貸し出ししている。これは、おもしろい取り組みだと思いました。赤ちゃんの絵本なども貸し出ししています。木のおもちゃなどもその基金を活用し、買ったそうです。

今後の事業拡充は、先ほどの3つ目の質問に書きましたが、そのような、いい意味での事業が広がっていけばいいと思っています。その点について、もう1度、教育長のお答えをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 一時預かりの料の減免のお話が、まず、はじめにありましたが、私どもも規則の規定において、ある一定の条件にある方々の減免については、検討してまいりたいと思っております。それと新しい取り組みと言いますか、ユニークな取り組みとして、何点かご例示いただきました。最初の答弁でも申しましたように、訓子府町にとっては、はじめての事業であり、若干、この条例の制定経過も含め、勉強不足もあり、暗中模索的に探りながら築きあげていくことになってはございますが、まずは、条例で定められる5つの柱をしっかりと築き上げていくことが、まず、当初の大きな目標でございます。そして、先ほども言いましたPR、意見を聞きながら、その5つの柱に、どのように肉付けをしていくかということは、次の段階での大きな課題だと思います。今、お示しいただいたケースについては、私どもも勉強させていただきたいと思っておりますし、十分に参考にさせていただき、本当にセンターができてよかったと町民や利用者の皆さんに思っていただけのような運営に職員一同、努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（橋本憲治君） 子育て支援センター事務長。

○子育て支援センター事務長（菅野 宏君） 管内の子育て支援センター連絡協議会に加入するのかとのご質問ですが、おそらく網走管内子育て支援センター会議というのが管内にあるのです。昨年、私が準備室ということで、準備室次長と一緒に、はじめて出席させていただき、今回、開設するために勉強した経過もあります。今年は、6月にセンター長と支援員が会議に参加させていただき、いろいろな情報を得ております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 条例改正についてが、質問の本当は主題だったのですが、何回もお詫びを伺っていますが、そこを追求するのもなんですが、最後に1点だけ教育長にお尋ねします。条例の提案の提出者は町長です。3月も今回もそうですが、要するに私たちから見えない、町長と教育長の立場の違いもおありでしょうが、広い意味で、福祉保健課と教育委員会がやはりきちんと連携をとり、この1つの事業をやっていくことが一番大事だと思うので、改正に至るまでいろいろな経緯もあるでしょうが、今の時点で、町長の本位とすることと教育長のお考えがきちんと合致しているのか再確認いたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 私の立場からの話になると思いますが、町長に私どもの心配もお伝えし、ご指示も含め協議をさせていただいております。私としては、今回の改正は、確かに手続き上、非常に準備室段階での遅れ、そして教育委員会の担当になってからの急激な思いは、正直言いまして、時間もありませんでしたが、それを含め、私は、町長にご理解をいただいていると思います。

そして、条例の提案につきましては、教育委員会も町長に条例の制定をお願いすることは、今回の条例に限らず、すべからく提案者は、町長の仕組みになっておりますので、私どもは案をお示しし、町長にご理解をいただき、町長が提案するはこびとなる流れになっております。形式的、実質的なことも含め、結構、私としては、見つめさせていただいたと思っておりますし、町長のご理解をいただいているものと思ひ、自信を持って前に進んでいきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 分かりました。ここで町長の所信をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の所信を申し上げる前に、質問と答弁を聞きながら、私自身がどのような思いだったかというところだけは、先にお話をさせていただきます。

1つは、この有料化、無料化は、もう去年、今年の春の段階から教育委員会も含め、きちんと議論したことであります。それは「メロンキッズ」が住民の自主組織として、積極的に活動していることに対して、子育て支援センターができたことによって、住民の自主的な活動を阻害するようなことがあってはならない。その点でまず、子育ての預り機能については「メロンキッズ」をお願いをし、支えることを前提にしようではないかということになり、その上で、条例で無料とすることを職員を含め、皆でいろいろ議論しました。それで無料にするという提案を条例の中でさせていただいた。これは教育長も言っていたように、各議員の意見の中で、非常に現実的な意見が出されましたので、条例が決まったことは重いけれども、7月オープンに向けてまだ時間があるので、その点では、もっとも町民の期待に応えられるような条例の根幹を即座に訂正する。そして、何よりも「メロンキッズ」の状況を適切に把握し、その上で条例は改正することになったという流れでございます。ここは、立法府としての議会の責任に対する軽視ではないのかということについては、ご指摘のとおりであります。しかし、私自身はそのことを改めて真摯に受け止め、スタートにふさわしい条例に直させていただきたいというのが、教育長に対する要

請でございましたので、この点ではご理解をいただきたい。

もう1点、気になるのが、西山議員のご質問に対して、教育長は3月時点で、受任が決まり条例の認識を持った。4月から担当するにあたって、改めて思いを新たにしたいとの答弁をしました。これは非常に私は、心情的には厳しいことではありますが、町長として、地方自治法180条の2項、教育委員会に対して、1月の段階で運営維持管理に関する事務についての委任を教育委員会に文書で提示しました。同時に教育委員会は、2月12日の教育委員会議で、教育委員会が4月から事務委任を受けることを事務的なことも含め、詰めた上で教育委員会に提案していますから、もし、教育長がその時点でそのような認識が薄かったとすれば、これはやはり改めていただかなければならないということでもあります。

しかし、教育長の意とするところは、子育て支援センターが町長の思いと町民の期待にできるだけ応えようとする点については、私も教育長と同じ考え方でございますし、私が事務委任した思いを教育委員会、教育委員さんはもちろんですが、教育委員会事務局職員、一緒になって作り上げていこうということでございますから、この点についても、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、質問の本旨にお答えをさせていただきます。

子育て支援センター開設に向けての所信についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

子育て支援センターの開設につきましては、私のマニフェストに掲げておりますうちの1つで「安心して暮らせる福祉のまちづくり」に位置づけているものです。

少子化が進行する現在、子どもを産み育てることの悩みや不安を少しでも軽減し、すべての子どもが健やかに成長する環境を整え、各学校、幼稚園、保育園、児童相談所、北見市発達支援センターなど関係機関との連携を図りながら、子育ての拠点、中心的な役割を目指す施設としています。

町政執行方針でも述べましたが、主に就学前の未就園児の子どもと家庭に関する総合的な相談・支援の拠点となる「子育て支援センター」の早期開設の目標に向かって努力してまいりました。

平成20年1月に役場庁舎内部に福祉保健課を事務局とする検討委員会を立ち上げ、さらに平成21年4月には子育て支援センター開設準備室を設置、本年2月と3月の教育委員会議において、条例・規則の承認をいただくとともに、4からは子育て支援センターを教育委員会に事務委任して、旧あさひ保育園を一部手直しし、センター長を中心とする職員を配置して7月1日に子育て支援センター開設の運びとなりました。

この2年5ヵ月の間で、教育委員会管理課、社会教育課、幼稚園、保育園、福祉保健課など関係職員による検討委員会を開催し、先進地視察、研修会等々を実施し、本町にふさわしい子育て支援のあり方を議論、模索し、まとめあげることができたことも私は大きな成果であると認識しているところでございます。

このたび、子育て関係者や団体の意見をお聞きし、子育て支援センターの愛称を「ひだまり」として、子育て中の親や子どもにとって「陽だまり」のように温かく安心して過ごせる場所を提供し、親子のふれあいや子育て相談、子育てサークルの支援、さらにお母さんの用事やリフレッシュのための一時預かりなどを行ってまいりたいと考えてございます。

子育ての拠点施設として、多くの皆様にご利用をいただき、将来の本町を担う子どもた

ちがいいき、のびのびと健やかに成長されますことを熱望するものでございます。

この開設に向けて、その後もいろいろな方から私のところに意見が寄せられています。夜の預りをしてほしい。日曜日の預りをしてほしい。子どもを持つ親にしてみるとそのことが急務なのだということも寄せられております。この点についても、7月1日のオープン以降、職員を中心にしながら、そのような要求に行政がどのように応えていくのが、今後の課題とさせていただいているところでございます。

以上、お尋ねのありましたことにつきまして、お答えいたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） つい2、3日前のことでした。他町村から訓子府町に移り住んだお母さんが前の町では、近くに子どもをすぐ遊ばせるところがあり、そこで遊ばせた時、すごく2人目のお子さんのことで悩んでいたが、大丈夫すごくいい成長をしていると言われた一言で、私はすごく救われた。訓子府町の子育て支援センターが早く開設されるのが、すごく心待ちにしているとそのお母さんが言っていました。陽だまりのように訓子府の子どもたちがすくすくと伸びやかに育つ、そのための手助けをするということですので、心から期待してやみません。この件については、これで終わります。

2つ目、町外の教育施設にて義務教育を受ける児童への教育的支援について、教育長にお伺いします。

児童福祉法の第1条には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とあります。生まれながらにして、あるいは病気やけがなどで、身体に不自由があり、やむを得ず、町外の教育施設で親と離れて義務教育を受けている子どもたちが本町にもいます。本町の子どもとして、どういう教育的支援ができるのか具体的な対応策を示してほしい。

1つ目、町内の児童との交流や体験をするための支援策はあるのか。

2つ目、保護者の要望や相談にどう対応するのか。

教育長にお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 「町外の教育施設にて義務教育を受ける児童への教育的支援について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

1点目の「町内の児童との交流や体験をするための支援策について」ですが、保護者から具体的な希望があれば、その内容に応じて学校や社会教育課さらには福祉保健課とも相談しながら、スクールサポーターや指導員の活用も含めて各種行事や活動等になるべく参加ができるよう対応をしてみたいと考えております。

2点目の「保護者の要望や相談にどう対応するのか」についてですが、今までどおり、関係課とも連携して保護者の考えや心情を把握したり、情報を提供するためにご自宅を訪問しお話を伺いするなど、共通理解が深まるよう対応することが必要と考えております。

場合によっては、学校現場やこれは町外の学校現場ではありますが、学校現場や各施設を訪問し状況を確認したりお伝えするなど、丁寧にそしてきめ細かに対応してみたいと考えております。

以上、2点についてお答えしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 北海道には、今、特別支援学校が、視覚障害の要するに盲学校と呼ばれるのが6校、聴覚障害のろう学校が8校、知的障害養護学校が36校、肢体不自由児養護学校が10校、病弱児養護学校が3校の計63校があります。訓子府町からも大体、1名から2名ぐらい盲学校あるいはろう学校などの障がいの学校に入学しているお子さんがいます。今年は、盲学校に1人、ろう学校に2人通っています。道立の学校ですから、道からいろいろな面の支援はあります。ただ、町内の子どもさんとしては、本当に数が少ないので、保護者の方たちが行政に対し、こういうことをしてほしいと思っても、なかなかできないことが、今までの養護学校などに子どもさんを送っていた保護者の方の話聞いても、時代によって、やはり今みたいに皆の認識が少なかったもので、とても大変だったとのお苦勞話を聞きました。今回は、3月ぐらいに職員へ保護者の方からの相談がありました。私も若干そこに携わっていたのですが、職員の方の対応をずっと見てきました。私はとても勉強になったのですが、今回は1つに管轄は教育委員会になりますが、福祉保健課と教育委員会の職員が常に連携を取り、会議それから保護者との話し合いでも連携を取って行ってきたことが保護者への理解、気持ちの融合につながったのではないかと思います。そして、お互いに認識が深まっていたと思います。最初は、本当に数が少ないので、保護者の要望にどこまで応えられるか、職員の方も、今、財政難で何をすることもお金がかかりますし、たった1人や2人のためにそのようなことができるのかという戸惑いがありました。もう少し広げて管内を見ますと例えば北見に2人、美幌にも1人います。それでも本当に少ないです。北見の方は訓子府町の方と一緒に北見市教育委員会にも出向き要望をしたそうです。そのように父兄の声をあげなければ、私たちも理解できないところがたくさんあると思います。一番何が父兄にとって負担かといいますとまだ小学校、幼稚園からなる場合もあります、小学校1年生で親元を離れ、寄宿舎生活をする訳です。毎週、父母がその学校まで送り迎えをしている。それも1つの負担であること。やはり夏休み、冬休みにせっかく幼稚園まで一緒に遊んだりしていた同級生と交流をさせてあげたいとの願いが強かったと思います。職員を見てみますとその中でだんだん意識が変わってきました。やはり、一緒に現場を見てみることで、福祉保健課と教育委員会の職員の意識も変わったと聞いていますので、その辺お答え願います。どう変わったのか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 今、議員から今までの職員の対応について、いろいろとお話をされました。実際に3月ごろから保護者の方より相談を受けまして、いろいろと私どもも調査をしながら、保護者の方との共通認識を図る意味で時間をかけて行ってまいりました。なかなか行政に対しての誤解もあったようですが、何とか理解されたと考えてございます。いろいろ状況を確認してきたこととございますが、実際に特別支援学校に行ってみなければ分からない部分がたくさんあるのではないかとということで、実際に学校へ福祉保健課の職員と私ども教育委員会管理課の職員、3名で学校に伺っていろいろとお話を聞きました。実際、私どもが想像していた部分とかなり違った部分がございます、学校そのものが小さい学校と思っていたのですが、実際には訓子府小学校と何ら変わらないぐらいの大きさの小学校で中学校も含めてですが、そのような状況でありました。先生方の対

応、施設の部分どれをとってもやはり専門の学校で受けられることが、子どもにとって一番ベストではないかと認識させられてきました。そのようなこともあり、さらには先日、6月12日だったと思いますが、私個人で運動会を実際に見てきました。このようにして子どもたちを支え、先生方、保護者の方々も一緒になり、頑張っている姿を見て、新たに素晴らしいと感動して帰ってまいりました。内容的には、先生方がマンツーマンでつきながら、実際に競技をやる時には、親御さんもそこについている。競技をやる時は、音楽はかけないのです。やはり目が見えないことで、聞こえるようにするため、音楽をかけないで行っていたりするのですが、なるほどと感心してきたところでございます。いずれにしましても、いろいろなことを私ども大変勉強をさせられてきた訳でございます。そのようなことで保護者の方も最初は、いろいろ誤解された部分もありますが、いろいろ話していくうちに、お互いの共通認識を図りながら、いろいろ親御さんが困っている部分につきましては、訓子府町だけではなくて、各市町を巻き込みながら、解決していくことがベストと私は考えてございます。また、保護者の方もいろいろと話していくうちに変わってきましたし、もちろん私ども職員も大変勉強をさせられ、非常に大きく変わったという感じでございます。

○議長（橋本憲治君） 残り8分でございます。

西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 5年ぐらい前の資料ですが、全道には、盲学校、ろう学校、養護学校に約4,340人の子どもたちが親元を離れて通っております。近年の状況として、特殊学級の設置校が全道で小学校は、1,382校のうち708校。中学校は700校のうち383校。50%以上が各学校に特殊学級を設置しております。今、知的障害児という子どもたちが5年前から比べると300人ほど全道で増えているようです。やはり日常、悩みを抱えているのは保護者の方ですから、障害児の総合相談支援体制がとても重要であり、市町村に相談支援があると少ない数ではありますが、保護者の方も助かると思いますので、気楽に相談できる体制をつくっていただきたいのとあと長期休校期間に、けがなどがないように十分その支援員やサポート的な人員を揃えていただけるように節に要望して今回の質問は終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで少々早いですが昼食のため、休憩いたしたいと思います。

午後1時から、引き続き、一般質問を行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、ただいまから通告書に従いまして一

般質問をいたします。私の質問は、大きな項目では3つありますが、後段の教育長に対する質問は、関連する内容にはなっていますが、一応3つに分けて質問させていただきます。

まず、はじめに、町長に質問いたします。

所得税・住民税の扶養控除の廃止・削減についてであります。

2010年度税制改正により、所得税・住民税の年少分の扶養控除の廃止や特定扶養控除の16歳から18歳部分が削減されました。これは、いずれもこの4月から始まった「子ども手当」「高校授業料無償化」の財源として活用することでしたが、子育て世帯に所得税・住民税増税や他の制度でも負担増を招くことになると思いますが、次の項目について、町長の見解を伺います。

1つ目、所得税、住民税でどの位の負担増となるのかお伺いをいたします。

2つ目、扶養控除の廃止や特定扶養控除の削減によって、本町において影響を受ける事業はいくつあるのか。

また、その影響額はどの程度になると考えられるかお伺いをいたします。

3つ目、このような事態が予測されることに対し、本町として、どのような対応を考えているのかお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、所得税・住民税の扶養控除の廃止・削減について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「所得税・住民税でどのくらいの負担増となるのか」ですが、議員ご指摘のとおり、平成22年度税制改正により、所得税・住民税の0歳から16歳未満の年少分の扶養控除と16歳から23歳未満の特定扶養親族のうち16歳か19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されることになりました。

この改正の適用は、所得税が平成23年分から、住民税が平成24年度課税分から適用されることとなりますが、この改正に伴い、夫婦と年少扶養控除2人の4人家族で給与収入が350万円の場合で、所得税が38,000円、住民税が71,000円の負担増となります。

また、同じ収入で夫婦と年少扶養控除1人と特定扶養控除1人の4人家族の場合では、所得税が31,500円、住民税が54,000円の負担増となるものであります。

次に、2点目の「扶養控除の廃止や特定扶養控除の削減による本町への影響」であります。税額を基準にして制度の自己負担が規定されているものは、幼稚園預かり保育料、保育園負担金、児童生活館保育料の3事業であり、その他にも住宅使用料などに影響が出るのが考えられます。

また、直接、町が影響を受ける事業ではありませんが、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における医療費の自己負担や未熟児、小児慢性特定疾患等に係る医療費の自己負担などにも影響が出るのが考えられます。

本町における影響額ですが、例えば児童生活館保育料では、本年度で試算すると37名中10名に影響があり、合計月額16,380円の負担増となります。

次に3点目の「本町としての対応策」についてであります。今回の改正は、平成24年度分からの適用であり、それまでに各制度の負担基準の見直し等の適切な措置の検討を

行うため、政府内にプロジェクトチームが設置されておりますので、その結果を注視してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えさせていただきましたが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長からこの関係について、1から3のお答えをいただいた訳ですが、まず1つは、確かにこのことが、子ども手当の支給と高校授業料の無償化との関係がありますから、一概に単純にいわゆる町民やあるいは国民にとって、もっと言えば子育て世代に対して、その影響はどうかを見た時、やはり複雑な部分があると思います。そのことによってメリットがある部分と明らかに負担増を招く部分とこの辺の見方を今お答えの中でもいただきましたので、十分理解されているとは思いますが、その辺をどうみるのか。単に子ども手当が現金支給される。あるいは高校授業料の無償化がある。いわゆるプラスの部分があるから仕方ないとの発想では、やはりまずいと思います。これは、1つは、具体的な形でお聞きしたいのですが、例えば本町の場合で、先ほどのお答えの中にありましたように、保育料の問題、あるいは学童保育料の問題等々があります。まず1つお聞きしたいのは、特定扶養控除が縮減されることにより、いわゆる上乘せ部分がなくなることによって、16歳から18歳の高校生部分になりますが、そのところを厳密に見ていきますと例えば公立高校の授業料免除を受けておられる方が本町においてもいないのかどうか。あるいは特定支援学校に通われている方がどうか。あるいは通信制の高校に通われている方がいるのかいないのか。授業料の額の問題とも非常に係わってくると思いますので、そのことを考えていきますとどうしても人数的には本当に少ないとは思いますが、もしいるとしたら、やはりそこは明らかに負担増となることが考えられないのかということでもあります。この辺について、町として、この子ども手当、高校授業料の無償化が既に施行されていますから、どのようにその点をつかんでいるのかお伺いしたい。まず、この部分だけでお願いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） ただいまのご質問なのですが、現時点で把握しているわけではないのですが、これについては、実際に答弁の中にもありましたが、影響が出るのは、24年度以降になると思います。この中で政府としては、当然、把握しておりますので、プロジェクトチームの中で総務、財務、厚生、文科、国交の大臣政務官が入った中で、控除廃止の影響に係るプロジェクトチームを設置しておりますので、そこら辺の出る影響は政府でも把握していると理解しております。その中で影響が出ないようにおそらく制度設計がなされると認識しておりますので、答弁のとおりそのプロジェクトチームの検討内容を把握した中で、対応を検討していきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 確かにそのとおり政府の中でも今回の税制改正に伴った大綱の中でもこの趣旨を踏まえて、負担基準の見直しあるいは経過措置の導入も含めて、適切な措置を講じていきたいということにはなっています。問題は、それは国が今考えて、多分この方向はまだ出てないのではないかと思います。もう一方でやはり自治体として、例えば、このような制度ができるのだからそれを待っているのも、それは当然、法のしぼりの

中で、行政を進めることになれば、当然その部分も必要でもありますが、一方で実態をどうつかまえて、町民の実態をつかまえて、私たちの町では、このことによって、このような影響があるのですと発信できるようでなければ、なかなかまだ明確に、これは国の大綱では決まっているのだけれども、また、ばたばたごとがたしている状況の中で、実際の現場の状況をとらえきれてないところもあるようなので、その意味からもぜひ現場でどうなっているのかというところをあげるためにも必要になるのではないかと思います。その最低限のことをやはり実態をとる。それは確かに所得税は23年、来年1月からかかわってくるし、住民税については、再来年の6月からその部分が表れてくるのです。だから多少時間があるとは言え、時間があるからこそできることもありますので、ぜひそこら辺の対応を考えてはかがかということがまず1点です。

それともう1つ、国の制度を待たなくても町独自の基準で、例えば、国保料も含めていろいろと料金、利用料、使用料、町としての責任で決めていることもあるのではないかと思います。この辺についての対応は、いわゆる国待ちにならなくてもできることがないのか。この点についても、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 確かに国待ちということではなくて、実際にやはり訓子府町として、これほどの影響があることをある程度試算し、発信する必要は確かにあると認識しておりますし、それで今回につきましても、この質問を受けてであります。各種、保育園とかあるいは幼稚園の預かり料、児童生活館の保育料で、いかほど影響があるかこのままだらというところについても試算したところでございます。ここら辺はそのような対応をとっていきたいと考えております。

それと町独自で判断する、例えば保育料などもその部類に入ってくると思うのですが、それについても現時点では、このままで条例改正等をしなくても問題はない訳ですから、そこら辺も控除から手当というのは、そのようなところに影響を与えようと思って制度改正する訳ではなく、実際に所得税の控除制度というのは高所得者に有利な税制になっているので、そこら辺を改めようということですので、そこら辺の趣旨にのっとって、もちろん影響が出ないように町としても対応していきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそのような方向でよろしくお伺いしたいのですが、いずれにしても、今回の国がいわゆる子ども手当並びに高校授業料無償化の趣旨そのものは、やはりそこにお金がかかり、まして、その子育て世代の若い部分の年代ではやはり所得も低い。その中に対する支援との趣旨を踏まえた時には、本当にその趣旨の制度が活かされるような方向で、やはり行政をやっつけていかなければならないし、手立てもしなければいけないのが基本ではないかと思いますので、ぜひそのような方向で対応をお願いしたいと思います。

そして、もう1つ言わせていただければ、やはり今回の制度設計含め、所得が増えない、変わらないことが、やはり前段にあるのです。税制が変わってみても元々の所得が変わらなくて、その税制が変わることによって負担が増えることでいけば、今言ったように所得の極めて限られた低い部分がそこにまたし寄せがきて、子育てにかかわる経費も含めて考えた時には大変というのが明らかでありますので、その辺のことを十分斟酌しんしやくされて

対応をとっていただきたいと思っております。この点について、町長、最後にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 子ども手当の創出を待って、配偶者控除やこれらのことが廃止されたり制度改定が行われることについては、昨年来、このような議論ができあがってマスコミ等でも取り上げられております。特に、低所得者層それから16歳以上23歳未満の子どもを持つ家庭、それから共働きではない家庭での減収等々含めていくと報道関係でやられている面を見ましても、例えば、影響する項目だけで、大体23項目と言われていいますから、これはいろいろな形で影響が出てくるのだということは理解していますし、私どもが把握している部分で、先ほど企画財政課長が答弁したように、実態がどんな状況なのかということ、つかめるところはつかんでいる。ただ、これは来年度以降さらにまた政府内でもプロジェクトができていますと言いますとかなり改正が出てくるのではないかと思います。これらも注視しながら、適切に対応していきたいと考えているところですが、子ども手当そのものの是非は別といたしましても、国の政策がそのことによって、町民生活がいろいろな意味で影響が出てくる。町政にも影響が出てくるというのは、これはやはり国がやるべきことと自治体がきちんと住民自身を支えていくこと自体ははっきりしてもらわないと本当に困ったものだというのは本音でありますので、しかし、そうは言っても現実的にはいろいろな状況が予想されますので、近隣の自治体とも連携しながら、これらには適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、そのような方向でよろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の教育長に対する質問になります。質問の通告書に従いまして、質問いたします。

教職員の服務規律調査についてであります。

まず、1点目の質問です。

北海道教育委員会は、3月30日に道内の小中学校、道立学校の全教職員を対象とする教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施についてを道立学校長や市町村教育委員会委員長に対し通知したが、このことに対して、次の点について、教育長の見解を伺いたい。

まず1つ目ですが、この「教職員服務規律調査」の内容についてお伺いをいたします。

2つ目ですが、この調査に対する教育長の見解をお伺いをいたします。

3つ目になりますが、この通知に対しての本町の対応と本町の教育委員会としての対応とその結果についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 「教職員の服務規律等の実態に関する調査」について、3点にわたりご質問をいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「本調査の内容」についてお答えいたします。

平成22年3月30日付で北海道教育委員会から本調査を実施する旨の通知がありました。北海道第5区衆議院議員選挙に係る政治資金規正法違反事件に端を発し、国会での質問答弁を経て、文部科学大臣から道教委に調査の要請があったことや北海道議会での教育

長答弁を受けて、道教委が教職員の勤務規律等の実態を市町村教育委員会、各校長、教職員個々からの聴き取り方式で調査し実態を把握するというものです。

内容的には「教職員の勤務時間中の組合活動」「教職員の政治的行為」「学校運営」「教育課程の実施状況」「勤務実績の勤勉手当への反映」など8項目でそれぞれに設問が多岐にわたるボリュームのある調査であります。

次に「教育長の見解」をお尋ねですのでお答えいたします。

本調査内容から、学校教育を担当する町教育委員会と学校運営の責任者である校長に対する調査で、実態の把握は可能と認識しておりました。

対象者の教職員一人ひとりから聴き取る方法は、時間がかかる上、客観性や正確性の確保からいがかかとの印象でした。

校長の教職員聴き取りに必要な時間・労力と校長自身の回答分を合わせると校長の負担は過大なことや調査票に教職員氏名を明記するまでの必要性や個人情報保護等への心配などもありました。

教育委員会と校長の調査を中心に行い、学校現場での不要な混乱は避けることが大切だと思いました。

3点目に「本町の対応と結果」のお尋ねですが、お答えいたします。

管内教育委員会協議会の教育長部会で3度にわたり検討し、多くの意見や疑問が噴出し、現在のオホーツク教育局を通じて道教委にこれらを提出しましたが、日を置かず、原案どおり実施するとの回答がきました。

ここに至りまして教育委員会議で説明し、審議をしまして、我が町の状況に応じた対応を次のとおり行うことを決めました。

まず、教育委員会及び校長に係る調査は、原案どおり行うこと。

残る全教職員に対する聴き取りは、当職に一任されましたので、各校長に教職員の意志を確認させ、その報告を受けて対応を決めました。

最終的には、職員団体の拒絶反応が強く、教職員の聴き取り調査は困難であり、多くの市町村で行われたような調査票を形式的に配付することにも特に意義は認められず、今後の学校運営上も得策ではないとの判断から、教育委員会及び校長の調査としたものであります。

なお、5月14日までの提出を求められていましたが、教育局では1週間程度の期間延長措置もあり、5月20日付でオホーツク教育局に本町の調査票を提出したものでございます。

全道的には調査実施そのものの困難性や学校数などから対応にも差が生じた結果、全体スケジュールがかなりずれ込み、道教委は現在も集計作業中ときいております。

最後に全教職員の皆さんや教職員団体には、なぜ国会等で取り上げられ文部科学大臣の要請と道教委の調査実施という異例な動きになったか、調査の問題点を指摘するだけでなく厳しい視線が向けられている現実を直視していただきたいとの思いもございませう。

教育委員会としましては、学校教育に道民や保護者、子どもの信頼が集まるよう今後必ずすべきこと、できることを関係者の協力をいただきながら着実に推進するように努めたいと、思いを新たにしているところであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご理解をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点かこれら後段の質問とも関わりが非常に深くなってきましたので、前段では1、2点確認と教育長の見解をお伺いしたいのですが、今、前段でお答えいただきましたように、今回の調査の発端は、やはり北教組の政治資金規正法違反事件と言いますか、それが主たるものだと思っております。そして、いわゆるその中において、教職員団体としては、あつてはならない問題でもあり、そして、そこにおいては、やはり北教組自身がこの問題に対しての解明と今後に向けての反省も含めたありようをしっかりと示さなければいけない立場に立っているのではないのかと思っております。これは、はじめに私の見解としても言っておきたいと思っております。ただ、問題はそこからの流れで、なぜこのような全教職員を対象とした、言ってみれば今回の調査は、前代未聞と言いますか、もっと言えば、憲法などが保障しています教職員の基本的な権利と言いますか、そのものを非常に侵害するような中身になっていないのかという問題。それから果たしてそれが、これは道の教育長なども言っていますが、このことは、いわゆる何て言うのですか、道民に信頼を得るために、北海道の教育委員会として、やる調査なのだという形を述べていますが、果たして、そのことが本当に今回のこのような調査の仕方、やり方、調査そのものも含めて適切だったのかということと合わせて、もう1つ、いわゆる教育委員会が、本町のみならず、それぞれの自治体の教育委員会が、このような職員団体の調査に対する権限を持っているのかどうか。これについて、まず、はじめにお伺いをしたいと思っております。教育委員会が例えば北教組などの職員団体へ今回の行ったような調査をする権限が教育委員会にあるのかどうか。これが本来の教育委員会の任務として、ふさわしいのかどうかも含めて、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 今の質問にお答えしたいと思います。

この調査の実施主体は、北海道教育委員会であります。北海道教育委員会というのは、地教委に対して、法の規定に基づき、情報の提供、指導、監督も含めてすることができるとの規定に基づいて、行われたものだと私は解釈しております。ただ、質問の中にもありましたように、職員団体に対する調査のお話ですが、これは全教職員に対する調査でございまして、形式的に北教組への的を絞る形になっている訳ではございません。もし、的を絞ったような形になっているとしたら、議員ご指摘のような点もあるだろうし、地教委としては、さらに慎重にならざるを得なかったものと私は考えております。全教職員の服務を中心とした調査内容であるということでもあります。当然、任命権者である北海道教育委員会は任命権者でありますから、そうして学校設置者である地元の中での調査だったと認識しております。

それと権限ということでは、服務に関する調査、それに基づく指導、助言等は当然行われてしかるべきということでありまして、教育委員会及び学校長の調査の範囲で十分ではないかとの思いもありまして、そのように対応させていただきました。個々の聴き取りとなるとややもすると先ほど言いましたように個人情報保護など、ほかの部分での問題も発生しかねないとの判断から、管内では唯一だと私は思っていますが、個人の聴き取りに対する取り組みを教育委員会の決定のもと、行わなかったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） もう1点、その後の経過、結果も含めて、答弁いただいた訳ですが、5月20日に送付したということですが、その後の道教委の対応と言いますか、先ほどその分析をされているとのことではありますが、この調査の通知そのものが、まだいわゆる今年だけ、今回限りのものではなくて、いきていることによろしいのでしょうか。これがもし、いきているとしたら、これからのありよう、これはこれからのことですから非常に難しい予測にもなりますが、またこのようなことが強制的に道教委からあった時にその時の対応は、今回と同じような形で対応していくのかということについてもお伺いをしたいと思いますが、その点については、いかがでしょうか。いきているのかどうかも含めて。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） まず、今回の調査は、単発的なものだと解釈をしていますし、道教委でもそのような認識にあると聞いております。

それと今後のことですが、実はこれが示されて、私ども教育長部会に示され、3度にわたりまたは個人的にもいろいろ調べたりしましたが、一番気になる点は、サービスのことは単年度に限ったことではなくて、毎年度、折に触れている訳で議員と同じような疑問を持ちまして、その検討会議でも発言しましたし、局にも直接問い合わせを私は個人的にしました。ただ、明快な回答は正直言ってございませんでした。今回の追加調査も当初は、におわせていたのです。はっきり言いますが、いろいろなこと、物理的なこと、私どもの意見が影響したのか分かりませんが、追加調査は行わないことを今回決めたようです。ただ、理論的にはサービスは通年、毎年のことですから、ひょっとしたら道教委は今後、毎年かどうかは分かりませんが、考えているかもしれません。ただ、このことについても道教委は何ら情報を発信しておりませんので、私ども教育長部会としては、この種の調査は慎重の上にも慎重を期すべきである旨の意見は本庁にも伝えてあります。ただし、行われるかどうかは分かりません。もし、行われるようなことがあった場合、仮定ですが、教育委員会会議で協議した訳ではありませんが、私の所見と言いますか、思いとしては、非常に慎重に対応せざるを得ないということをお話しておきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。いずれにしても、このようなことは、いわゆる校長先生とかあるいは教職員あるいは教育委員会との信頼関係を壊していくことにもなりかねない非常に重要な意味を持っている中身になっているのではないかと思います。そのことによって、結局、本来の学校は、子どもたちが主人公のいわゆる子どもたちを育ていくところが陰うつになるなど、そのような雰囲気になってしまえば、やはり大きなマイナスになりますので、ぜひそういった意味でも、本町の教育委員会としての対応の慎重さ、それと誠意も含めてお願いをしていきたいというふうに思っております。

次に、これもかかわりのあることですので、次のほうに行きますが、教育長に質問する2つ目になります。

学校教育における情報提供制度についてであります。

これについては、北海道教育委員会は、5月31日「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱」を決定しまして、各市町村教育委員会と道立学校に通知したが、次の点について、教育長の見解をお伺いいたします。

まず、1つ目ですが「情報提供制度」の内容についてお伺いをいたします。

2つ目ですが、このような制度が学校教育において、ふさわしいものなのか教育長の見解をお伺いいたします。

3つ目ですが、本町の教育委員会として、この制度に対して、どのような対応を考えているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度」について、3点にわたりご質問いただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「制度の内容」について、お答えします。

北海道教育委員会が「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱」を定めたもので、施行日は平成22年5月31日で、既に施行済みのものでございます。

本要綱は、学校及び教職員の「法令等違反」に関する道民から道教委への情報提供と処理についても定め、学校運営の適正化や学校教育に対する道民の信頼確保に資するとうたわれています。

道教委は、提供のあった情報を精査し、調査を行うか否を決め内容によっては市町村教育委員会に調査を依頼し、市町村教育委員会は報告をするというものでございます。

また、北海道教育委員会教育長は、必要に応じて適切な措置を講ずるほか、制度の運用状況を公表すると規定されております。

以上が本要綱の概要でございます。

2点目は「教育長の見解」をお尋ねですので、私の感想や心配などを交えて述べさせていただきます。

もとより学校や教職員に関するご意見や時には苦情などは、学校評議委員や学校関係者評価などの制度をはじめとして、教育委員会や校長は門戸を開き、丁寧に対応することとしており、学校や教職員の事件は、任命権者の道教委にすみやかに事故報告するなどの現行制度があり、制度の重複との印象もでございます。

また、あえて教職員の法令違反に特化させて、犯罪形成や人権問題にまで発展する可能性のある重い課題が道議会の審議や議決のいらない軽い要綱で定められ、しかも情報が道教委に先に届き地元の教育委員会が後回しという作り込みにも強い違和感を覚えております。

また「制度悪用の恐れ」や「教職員を一方的な訴えから保護する仕組みがない」、「教育委員会の役割との整合性」など運用上及び学校現場の混乱につながるのではないかとさまざまな心配があるというのが私の率直な感想であります。

第3点目に「町教育委員会の制度に対する対応」についてお答えをいたします。

今、本制度に対するいろいろな認識を述べましたが、何にもまして大事なことは、学校教育の名のもとに保護者や子どもたちを非難、対立、混乱の構図に巻き込むことだけは避けなければならないということでもあります。

事例が発生し調査依頼が北海道教育委員会からあった場合、訓子府町教育委員会が調査し報告できるか、すべきか別次元のことですし、まだ施行したというのに何も説明がない中では、町教育委員会としましては、まったく白紙の状態だと考えております。

以上、説明を申し上げましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この点についてもたくさんの質問ということにはなりません。1、2点、見解というか考え方を確認させていただきたいと思います。

この情報提供制度は、先ほどの服務規程の調査などの一連の背景という流れの中で出てきているものだと思いますが、先ほど議論した部分以上にもっとも問題がある。とんでもない制度だと考えています。例えば具体的に考えられることとして、やはり例えば、この制度によって、教育長の見解の中でもそのような形で触れられていますが、保護者とか住民、町民から今回の制度の基本的な部分でいけば、まず1つが、学習指導要領等に基づかない授業、指導をしているかしてないか。もう1つが、政治的行為に関する情報を集めたい。この2つが、主だった中身です。そのような形で保護者とか町民、住民、道民から情報を集めて、それが結果として問題があれば各それぞれの教育委員会にいろいろとまくるのだと思いますが、そのような仕組みの中で言えることは、これも教育長が言われたようにそのことが学校や教員あるいは保護者、住民との対立あるいは不信あるいは信頼関係を壊すということになっていくのは当然なことではないかと思えます。ましてや本町の場合も学校支援地域本部事業、いわゆるスクールサポーター制度、こういった形をとって、いわゆる地域あげて子どもたちをどう成長してもらうか、育んでいくかというところに大きく力を向けている時に本当にこれはそぐわない制度になっていると思います。そういう意味からしましても、また、教育長の先ほどの見解から考えましても、やはりはっきりこの問題については、道教委に対して制度の廃止あるいは中止、やはり求めていかなければならない。そのようなことにはならないのかと思っているのですが、まず、この点について教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、内容的にも物理的にもこのたかだか13条で構成される条例ではなく要綱というしばりの非常に弱い法規、法令で、この重いことが運用できるのか大きな疑義を私は持っております。それから、法制を担当していた時にも学んだことの内容から言っても非常に不思議な思いがしております。知らない情報がいつのまにか道教委に届いて、道教委で品定めをされて、言葉は、ちょっと悪いですが、判断されるのです。地教委におりてきてはじめて情報を知る訳です。その情報がもう時間経っています。はっきり言って。いろいろなことが考えられるのですが、先生が学校の外で何かされたかを見聞きした情報だったとした場合、現実的に教育委員会が取締機関のようなことを物理的にできる訳もなし、また、するような判断にもなかなか至らないと中において、非常に疑問の大きなことで、既に施行されている。しかも責任、実施主体は北海道教育委員会ですから、もう施行されていることについて、非常に説明のない中では、協力しようもしようがないし、欠陥が多いという感じもしますので、なかなか現実的な問題にはなっていないと思っております。これは、まだ教育委員会の段階では、私の見解で述べさせてもらっていますが、委員長とは、短時間意見を交換しましたが、似たような心配をされておりますし、この問題については、やはり慎重に対応をしていかなければならない。何度考えても私はそう思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） なかなか既に施行されているもの、はじまっているものに対して、撤回あるいは調査の中止をどう求めるかは、その自治体、特にその各行政区における教育委員会が、なかなか声をあげて迫ることの大変さも分からない訳ではないのですが、ただやはり問題はそのことによって、もしこれが今お答えいただいたように本町の教育委員会としては、もしその制度がいろいろな形で周知というのか行き渡った時に本町の誰かが、本町の小学校、中学校なり、あるいは高校も含めたところとの何がしかの通報があった時の混乱も含めて、当然やはり予測されることもあると思います。その意味も含めて考えるとやはりこの取り扱いについては、非常に腹を据えた取り組みを求められることにもなっていくと思いますので、その点でぜひ再度お願いをしたいということともう1つ本当に子どもたちの教育にとってどうなのかというところの原点に帰る。本来の教育委員会、道教委もそうなのですが、本当に道教委、教育委員会は、どの仕事が本来の仕事なのかの役割論も含め、ぜひ、各現場を預っている各市町村の教育長あるいは教育委員長の方々がやはりその大きな声をあげていくところが今、求められていることもあるのではないかと思います。ぜひ、そのことも含め、最後ですが、本当に子どもたちの将来に向け、責任の持てる教育行政をするためにも、今回、この問題について、再度、この認識といえますか、見解あるいはその取り扱いも含め、答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 北海道教育委員会という地方公共団体が行政行為として行なった要綱の制定、制度の発足、創設と言いますか、これに他の団体である訓子府町教育委員会なり訓子府町がその行政行為に対して、正面から異を唱えることは一般的にいかがと私は思いますが、内容が内容だけに先ほど、述べていますように私の思いもありますし、委員長の思いもありますし、また、教育委員会で協議することになると思いますが、これらの意見については、近く、毎月行われています管内教育委員会協議会の教育長部会において、当然意見を反映していきたい。問題点等も含め、行いたいと思います。

それと実際に今、例を述べられました実際に町民が情報提供者になっていくことが起きた場合どうするのかであります。これはもう制度施行されていますから、ひょっとしたら明日にでもそのようなことが起こらないとも限りません。一方では、その時計の針は進んでいます。一方では、説明のない中で施行され、依頼される側の訓子府町教育委員会としても先ほど言った意見を反映をしたり、正したりする動きをします。これは併行しても時間が流れますから、どのような状況になるか分かりませんが、先ほど言いましたように実際何かあった時は、やれることややるべきことをよくよく検討し、対応をしまいたい。その時には調査ができるのか。そして、それが教育委員会の本務と照らし合わせていかがなのかは、当然、判断の物差しになってくると思います。その中において、今の段階で言えることは、慎重に対応をせざるを得ないことだけは、改めてお答えをしておきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っておりますので、議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することにいたしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで、午後2時5分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第49号、議案第42号、議案第43号、議案第45号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明の終わっております一括議題の議案第49号、議案第42号、議案第43号、議案第45号の質疑に入ります。

一括議題の審議にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第49号の質疑を許します。議案書30ページでございます。

ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。先ほど、西山議員から一般質問の中でも出ておりましたが、この子育て支援センター設置及び管理条例について、何点か質問をしたいと思います。基本的に無料、料金をかけない形で進んでいたものに料金設定する形へ大きく変更した。一時預かりの関係を直営にすることで、一般会計を通すという説明の中で、進んでおりますが、これは基本的な部分を変更していったのではないかと思う訳であります。要するに私が言いたいのは、一時預かりの部分をさらに強化していく中で、この支援センターの自立を図っていくことを前定例会で説明がありました。誰もが安心して子育てをしていける中での支援でありますから、当然、基本的に無料が建前と思います。この辺の問題点について、また改めて考え方をお聞かせいただきたいのと私はこの料金設定の中で、確かに前定例会において、ほかの施設との兼ね合いでの問題提起をしました。例えば、いろいろなからみの中で料金設定をする、せざるを得ないと仮定した場合、表現上、ほかの方法があったのではないかと思う訳です。なぜ、無料を前提として、特定の場合について、料金設定し、料金徴収をする表現にできなかったのか。その辺についてもお示しをいただきたいと思います。

また、この条文の中で一時預かりに限定して言いますが、一時預かりを依頼する者

は、あらかじめ規則によって、町長の許可を得ることや料金の前払いをしなければいけないという決まりになっておりますが、この決まりがあることによって、私は非常に利用する側が二の足を踏むという感じがします。この辺で本質的なものとのギャップがあると感じますが、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 3月にご決定いただきました無料の規定がある現行条例が有料化になることは、狙いと差があるのではないかとのご指摘が1つあったかと思います。無料の規定を現行制度においても説明されたと思いますが「メロンキッズ」のお世話をいただいで行くこの事業は、有料で1時間当たり500円は変わらない。施設に着目して、施設の使用料をとらない点において、無料とする現行条例の作り込みをしたものでございます。ただ、3月の段階におきましても、その辺のあいまいさと言いますか、作り込みについては、ご指摘もご心配もいただいたこととございまして、中身は変わらないが、作り込みにおいて、直営化を明確にすることにおいて、有料の表現になる。これは町会計を通ることで、そうせざるを得ない判断をさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと2点目は、法制事務の法令の作り込みについてのご指摘、ご意見があったと思います。無料にすることを全面に打ち出すならば、有料の規定を設けて規則で減免していくやり方は、まどろっこしい、遠回りでないか、分かりづらいのではないかとのご指摘でございますが、これも法令執務上の解釈の問題になりますが、現行の類似条例との整合性をとることが1つ。それとPRで十分無料であることを今後積極的に周知していくこと、一定の関係団体を集めた中でのPRは、一定程度済んでいるものと認識しているものでございます。

それと関連して、利用しにくいのではないのか。その3日前までに連絡する、前払いすることにおいて、これも説明の中でしたように記憶していますが、法令の作り込みは原則を必ず作る。これは、紛争を未然に防ぐためにあえて作りますが、だからと言って、運用面でそのとおりするかはまた別問題で、3日前まででなくても、一時預かりは、特に緊急性のニーズもあると思いますので、その辺は柔軟にしていきますし、PRもカチカチのものではないことを十分伝えていくことに努めたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。先ほども申し上げましたように、この支援センターの本来の目的は、何回も町長、教育長からお話をいただいておりますし、私も十分認識していると思っております。であればこそ、要するに一般的な町民から見える条例等々の顔の部分については、その利用者が入り込みやすいような作りが必要だと思うのです。確かにさまざまな法的なしぼり等々があるかと思えます。そこを例えば、どうしてもそうしなければそれが成り立たないのであれば別ですが、そのようなものではないと思える部分も多々あります。そのことに関しては、十分な考慮の余地があったのではないかと思います。

それともう1つは、申請と言いますか、前もって申し出る部分についても、それは極め

て利用する側にとって、わずらわしい項目だと私は思います。その意味での配慮が足りない。

もう1つ、あえて言わせてもらえれば、この条例改正について、条例の提案をしてくる段階で、全部改正でありますから、ある意味では、もっと早い時期に議員に提示していく。極端なことを言えば、修正案を出せるような時間設定が、提示には必要だったのではないのか。それがなされていないところに何か意図したものがあるのかどうか。その点についてもお示しをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 新しい制度が利用者、住民に分かりやすい、顔という表現をされましたが、顔としてやるべきということでございます。それは、まことにご指摘のとおりだと思います。先ほども言いましたように、条例の作り込みは、基本になります。PRの仕方、実際の使い方の運用面においては、もっと分かりやすく対応していきたいと思っております。

それで3日前に申請という例が出されております。これは、全く根拠のないものではなく、メロンキッズが中心として、一時預かりの事業をお世話いただく中では、誰が次回と言いますか、次の当番になり、対応していただけるかのメンバー、スタッフの配置を行う訳であります。その点において、常に毎日一時預かりがある訳ではございませんので、事前に分かっている時には、3日前までをお願いしたい。ただ、何度も言っているように緊急性のあるもの等については、運用面では、そのようなことになりませんので、十分使いくくならないような配慮はしていきたいと思っております。

それと案の提示が遅いのではないかとのご指摘がありました。確かにいろいろな理由があるにせよ、条例の全部改正でございますから、早く議員の皆様にお伝えしてご検討いただくことは、本来あるべき姿だと思います。その点においては、私どもの力が至らないこともあったと思っております。時間がやはり検討する中で、ぎりぎりに近くなってしまったことは否めないし、大変申し訳なく思っております。本来ですと全員協議会にお諮りし、全議員の皆様のもとで説明し、ご審議をいただくことも必要だったと思っておりますが、事務局と協議した時点でのこともあるかもしれませんが、やや遅れた感は確かに否めないと思っております。申し訳なく思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。3月に条例案が出された時、やはり無料にするのと一時預かりに関する事で、私も不安を抱えていましたので、いろいろな発言をさせていただきました。それで今回それをクリアするために、この案が出されたことに対し、1週間後に開設が迫っておりますので、これに反対するつもりはありません。ただ、何点かお伺いいたします。3月に出された条例案では、第1条の目的が児童福祉法の第6条第6項の規定に基づきとあります。今回は、それが児童福祉法第34条の10の規定に基づきと根本的な児童福祉法によって成り立つ条例が違ってくる。この辺の経過をお聞かせ願います。

また、児童福祉法の34条の11に一時預かり事業においては、厚生労働省で定める事項を道知事に届出することの条文もありますので、それも合わせて整理されているのかお

伺います。

○議長（橋本憲治君） 子育て支援センター事務長。

○子育て支援センター事務長（菅野 宏君） お答えいたしたいと思います。ただいま、ご指摘をいただきました第1条の児童福祉法の条文で、引用条文が3月の時点で第6条と6条の2第6号により、定めさせていただいたところですが、その第6条と言いますのは、地域子育て拠点施設事業の定義を示したものでございました。その後、いろいろと検討しまして今回の34条の10が適正であると判明いたしましたので、訂正をさせていただきたいということです。大変初歩的なミスにより、ご迷惑をかけたことに対しまして、責任を痛感しているところでございます。

それから、もう1点の児童福祉法34条の11第2項の届出関係は、オホーツク振興局と協議をしております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。児童福祉法など少し難しいことは分からないのですが、人を預ることで保険などの事故があった場合の対応は、どのようになっているのか、教えてください。

○議長（橋本憲治君） 子育て支援センター事務長。

○子育て支援センター事務長（菅野 宏君） お答えいたします。一時預かりの部分なのですが、まず、ボランティア保険というのがあります。訓子府町社会福祉協議会が事務局になっており、そちらを通じて加入しているものでございます。まず、ボランティアに携わる人が、けがをされた。それから、預っているお子さんをこちらの不注意により、けがをさせてしまった時、対応される保険でございます。あと、普段の利用にあたっては、保護者が一緒に付き添う訳ですから、その方に目を離さないことを指導してまいりたいと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 佐藤です。この保険の加入料は、500円の中に入っているのか。誰が払うのですか。

○議長（橋本憲治君） 子育て支援センター事務長。

○子育て支援センター事務長（菅野 宏君） 町の一般会計で保険料をみてございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第49号の質疑を終了いたします。

次に、議案第42号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。4ページの衛生費、塵芥処理費、塵芥処理事業、これが大幅に削減された理由は、量が減ったのか、単価が減ったのかをお聞かせください。

それとまた、これに付随して、いろいろな方から生ごみの袋が破れやすい。有効期限3

カ月ですか。製造月日が入っていないものですから、お店で購入して、すぐ使っても破れるという苦情がかなり寄せられております。それで、製造月日を入れるなり、何か対応は。買った時点で、既に3カ月過ぎている場合もありますので、かなり多くの方から苦情寄せられています。ご家庭に帰ったら、奥さんからそのような話があったりするのではないかと思います。その2点、お聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） まず、1点目の塵芥処理費の収集運搬業の減の理由でございます。本年度4月から新たに3年間の長期契約で見積り合せを行ったところでございます。今までは、生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみ、それから資源ごみの部分については、2社の見積りでございました。ところが、本年度、先ほど申し上げました4月から新たに契約をすることで、今まで、町に届けがある廃棄物収集業の業をもっている町内の事業所の中から5社を選定しまして見積り合せを行った結果、この補正しておりますような原因となった。ただ、生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみにつきましては、人員が5人から4人となり、予算上では5人でしたが、今回見直しを行いまして4人にし見積り合せを行っておりますので、その分でも減額の部分はございますが、630万円の減と資源ごみが559万2,000円の減という大幅な減額になってございます。

それから、もう1つの生ごみの袋でございますが、これにつきましては、確か利用可能な有効期限が1年だったと思います。毎年1年に1回、この袋を注文してございますが、確かに弱いと苦情をいただいている部分もありますが、いかんせん、生ごみを堆肥化することですので、かなりその部分で袋は堆肥化できる成分を使っておりますので、弱いことは確かでございます。そのことで、何件かの苦情はありますが、量の問題、入れて何日か経っていることも中にはあるのかもしれませんが、この成分と言う部分でいけば、なかなか難しい部分ありますので、ただ、先ほど1年ほどとお話しましたが、これを少しずつ作成、注文していくことになれば、また経費的にも上がってくることもございますので、また、この部分については、検討はさせていただきますが、製造月日も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 袋の件で再確認ですが、袋は10枚で販売されておりますが、特に問題があるのは生ごみの袋です。1年に1回作成されるとしたら、1年近く経ってから購入した場合、どうしても買ってすぐ弱いため、事前にやはりどなたも前日から水切りざるに入れたり、いろいろな工夫はされているのですが、そのような処置をして、入れたとたん破れることも実際にありますので、例えば、今まで1年に1回の製造だと年の後半には買ってすぐ破れるような状態もあり得るかもしれませんが、その辺、何とかならないでしょうか。

それと10枚一括で購入するのではなく、ばら売りも可能にする。販売店で繁雑さがあるとは思いますが、特に、生ごみの袋に関しては、そのような方法は考えられないでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） 今の生ごみの袋につきましても、先ほど申し上げましたように、成分の関係がございまして。これについては、経費的にもかかることもありますが、再

度、業者とも打ち合わせしながら、なるべく皆様には、そのようにしていきたいと考えております。

また、ばら売りとのことですが、これについては、置かれている商店での対応も出てこようかと思えます。そのことで、ばら売りができれば、ばら売りでも構わないと思えますが、実際上は、お店屋さんで購入してもらうのは、10枚単位で購入していただきますので、その中で、どのように対応するかは、今度はお店屋さんの都合によってやる部分もありますし、仮に、確か1ヵ所は、例えば、役場で何か行事する時に袋もお願いする時は、ばらでくることもあるのですが、あとは自分のところで使うのもあるかもしれないですが、そのような対応をしているところもありますので、実際上、町からは、ばら売りしてほしいということのお話はしておりませんが、その対応も可能ではないかと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。1点だけ質問したいのですが、今、河端議員からも前段でありました塵芥処理費の中の委託料関係です。これも非常に最初、この補正予算にかかわる部分を見させていただいてびっくりしたのですが、本当に大幅な減額になっていきますが、例えば、一般生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみの関係で、630万円、これは、元々でいけば、1,260万円の予算だったと思えます。次の収集業務になりますが、資源、粗大、有害、これについていけば、1,630万円弱の予算、これが559万円減になる。減になること自体は全体から見ればいいのかどうか、まだ判断しかねるところもあるのですが、問題は、本当に今までの見積りが、果してどうだったのかも合せて、今後に向け、果たして町内の塵芥処理事業が従来どおりできるのかどうか。そこら辺が率直なところ心配になりました。これは確かに公契約の部分でいけば、やはり税金は効率よく使うべきとの論議もありますが、もう1つは、きちんとした業務をしてもらうことによる効率性の考え方も当然、必要になりますので、その観点から見た時に、本当にこれで大丈夫なのかとの思いがする訳ですが、この点について、将来に向けて心配ないのかどうか。この辺の説明をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） 今までの見積りとの整合性の部分でいけば、確かに今まで予算計上しております例えば、生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみであれば、1,260万円の契約でございました。予算も同額で計上してございまして、先ほど申し上げましたが、本年度から参加業者を増やしたことで、そこで競争が行われたことと思えますが、結果的には、約半分になった訳でございまして。契約自体も3年間の契約で、業務内容も今までと変わらない契約でございまして。その部分でいけば、今までどおりこの業務が行われると私どもは認識してございます。もし、その中で人的な問題で減ることになってくれば、またこれは収集に支障が出てきますので、そのことでは業者とまたお話をしていかなければならないということになりますが、今現時点では、この契約期間、来年、再来年についても現状でやっていただけたと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 3番、山本です。最後になりましたから、ほとんどの問題点が出ていますが、この入札の際で聞きたいのは、いわゆる建築関係、土木関係等々は、予定価格を出していると思います。この問題の時に、その予定価格は出していたのですか。

話はそれですが、建設関係は、予定価格と入札額がほとんどそんなに変わらない。それから見るとこれはとんでもない数字が大幅に違います。そのところから見るとパーセントからしても、町のことを考えるとここまでやってくれるのであれば、本当に助かることもあります。一方では、ここまでできるのに今までしてこなかったのかどうかなどのことが出てくるのですが、今、工藤議員から話もあったように、この人員削減の関係だけで、ここまで下げれることを考えていくと全般的に今後の心配は本当はないのか。ここでやってもらえるなら本当にこの線ですとずっと継続してほしいぐらいの大幅な減額なのですが、この点について、あとは大体皆さんから話が出ましたから、ないのですが、その点もう一度その一般入札とのからみも含めてお伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 非常に微妙な部分へ触れていただいたのですが、まず、一般的に工事の入札部分では、一般的に工事、公共工事と思ってもらえばいいのですが、すべてのものについては、予定価格を作成しております。ただ、やり方の違いの部分でいけば公共工事、工事は、全部予定価格を公表しているのです。談合防止などの観点もありまして、公表しているのが皆さんご存じのとおりで、それ以外、例えば、各課でやっている見積り合せや入札を各課でやる部分、備品を買う部分については、予定価格を公表していない中で競う。ただ、今回のこの案件については、1回、過去3年といいますか、6年といいますか、やっていますので、大体の額は分かっている。そして、今回やっているのは、業務的には大きく変わっている訳ではない。その面でいくと金額的には大体参加した業者で想定はされていると思うのですが、その中であえてその金額が低くて落ちてきた状況ですから、その背景については、うちらが詮索するものではありませんが、そのような現状の中で、この価格になったとしか申し上げられない状況です。

それと最低価格は、うちでは設定しておりませんので、その意味でいけば、1円入札というのが、道でもありましたが、そのことはないにしても最低価格の部分ではないので、その金額が落ちたことによって、ごみの収集業務を契約したことにより、ひっかかる部分はない状況です。最低価格を設定していれば、これ以下については、棄権の形になるでしょうが、今のところ、うちではない状況です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

○3番（山本朝英君） 収集の関係、工藤議員と同じで、全く心配しなくていいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 山本君、2回目ですか。答弁漏れがありましたので、町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） まず、収集の関係の予定価格につきましては、設定してございます。そして、人員削減ではないですが、人員削減はもともと去年5人から4人に変えた部分も含め、今回の減額の部分でいけば、占める割合的には200万円ほどになります。ただ、實際上、将来的については、3年間の契約を既に結んでおりますので、3年後どうするかとの問題は出てくると思います。これは、予定価格よりも町の予算付けもそうですが、どのような形でやるか。それから業者がこれでやれるのか。それから我慢していると

ころがあるのかという部分も確かにあるのかもしれませんが、非常に3年後は難しい部分もありますし、また、仮に資源ごみであれば、自分の車を使っていることもありますので、その部分では、燃料が相当高騰してくることも出てくるかもしれません。その時には、それぞれ協議をしていく形になるかもしれませんが、現状のところでは、業者からもお話はありませんので、このままと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。今の件について、先ほど続いて質問しようと思ったのですが今やります。1つはやはり思っていたのは、この2つの大幅な減額で2つの一般廃棄物に関わる収集業務が削減されたことです。これについては、2社がそれぞれ違う会社が受けたことなのか。それとも2つ合せて1社がこの金額でできると落ちたのか。その辺を確認したかったことと合せて、今、課長からも説明がありましたが、これは3年間ですから、その間どうなるか分からないという問題もありますし、実際、業者の方々もやってみて、それこそ大幅な赤字を出しながら、町の仕事をやっているようなことが、果たして町民にとって、あるいは町にとって、後々にそのようなことが起きてきた時、妥当なのかどうかも含め、仮にその問題が出てきた時に、再協議しましょうという約束で進めている中身なのか。その辺も含めて、お答えをいただきたい。説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） まず、この収集運搬業務の業者でございますが、これにつきましては、それぞれ別の業者になってございまして、従来と同じ業者でございます。生ごみ、燃やすごみは、訓子府清掃社。そして、資源ごみについては、高田商会で21年度までと同じ業者でございます。

それから、社会情勢等変わった場合、大きな赤字を出すことが妥当かどうかは、情勢が変わることもございますが、契約書の中では、特に、委託料の部分ではうたってございませませんが、両社で疑義が生じた場合には、協議しようとの一条が入ってございますので、その中でもし出てくればお話を進めていくことになるかと思えます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。この入札の件と金額の件については、私、よく知っています。しかし、内容については、言いませんが、私が19年度の一般質問で、建設業者の門戸を広げ、金額によっていろいろと入札をやってください。そのことに関連しまして、20年度に総務課長とお話しました。庁舎内の清掃などもきちんとしたルールを守った金額でとお願いしました。その時に、スクールバスの運行の問題がありまして、1,450万円位のものを880万円位で落札したことがありました。その時にとにかく門戸を開いて数多い業者による入札をやってください。これは、議会での質問のほかにも総務課長にお願いしたり、いろいろした結果、町内に廃棄物収集業者が5社ありまして、その5社でやってくれるように私は申し入れました。それによって、この結果になったのですが、事実、親方が儲かり、そして子方が安いことがあってはいけないから、門戸を広げて入札をお願いした結果です。私が言った結果が悪かったのか、いろいろと職員は対応してくれたから、私は町としては、金額が下がった、下がらなかったよりも、行政として

は、非常にいいことをやった結果であるから納得しています。そして、言ったら悪いですが、片方の生ごみなどの収集は、パッカー車2台、町所有物を貸与し、そして、ガソリン、燃料など、それから、税金からもすべて町が払っている。ある時に1, 200万円、それに消費税が5%で1, 260万円は高くないのか。高すぎないのかとの声も私に直接聞こえてきました。それで、総務課長と事あるごとに、とにかく門戸を開いて、これは各業者がきちんと計算した上で出した数字と思うので、僕は問題ないと思っています。今後もこのようにやってほしいと思っています。

○議長（橋本憲治君） 討論はあとで出てきますので、質疑をしてもらいたいと思います。ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） ないようですので、議案第42号の質疑を終了いたします。次に、議案第43号の質疑を許します。議案書5ページでございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第43号の質疑を終了いたします。次に、議案第45号の質疑を許します。議案書13ページでございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第45号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 先ほど質問しました議案第49号 訓子府町子育て支援センター設置条例の全部を改正する条例制定についてであります。先ほども申し上げましたように、私はこの条例が3月定例会で提出され、3カ月後の今定例会で全部改正したところには納得しがたいところがある。まして、その条例提案の状況があまりにも性急である点があります。先ほども申し上げましたが、条例はその事業にとって極めて重要であり、利用者から見ると先ほどから何度も言いましたが顔になる部分です。それを見て、基本的なものは決まっていく。PRに努力をしようと言っていますが、なかなかその面では、難しい点もあると思いますし、基本的な部分で、ずれていると考えますので、この条例についての件は反対をいたしたいと思います。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、小林一甫君。

○5番（小林一甫君） 5番、小林です。議案第49号に対しまして賛成討論をさせていただきます。

最初をお願いを申し上げておきますが、今回の議案提出につきましては、3月の第1回定例会に提案されてから、短期で改正されたことがいろいろと問題として、出ていると思

います。

また、一番こたえることは、私どもにとって今回の条例改正が前回の議会で、議案採択が町民の目から見ると議員の判断は何なのかという目で見られる。不信感を持たれたという感じをもっております。今後は、このようなことがないように議案提出にあたっては、慎重に進めていただくことを特段にお願いするところであります。今回の条例改正は、来月の1日に開所式を控えての条例改正でありますので、きゅうきゅうに改正する必要があったものと理解いたしました。午前中に西山議員が、子育て支援センターについての一般質問があり、町長、教育長の答弁から今回の条例改正の必要性を感じたところがございます。子育て支援センター事業が無事軌道に乗るよう期待いたしまして、議案第49号の賛成討論といたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 議案第49号の子育て支援センター設置及び管理条例に反対いたします。

なぜなら、反対しなければいけないのは、物をつくる、使用する、利用する時に料金がかかるか、かからないかは、慎重に行政側が判断して取り組まなければならない。これが一番なのです。それを無料にしておいてから、3カ月しか経っていない。また、業務開始が目前になっている時に全部改正をさせてくださいというのは、甘すぎる。第一に料金を取るか取らないかは、一番重要なものである。それをないがしろにして、今さら何を言っている。遅すぎる。要するにこれを採択したら我々は笑われてしまう。そのため、反対します。

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。確かに経過としては、いろいろあることは十分承知しております。いかんせん、初めての取り組みであり、なかなか担当者も慣れないこともございました。今、川村議員から500円の料金については、文言や表現の行き違いであり、施設の利用率は、要するに預り料金との違いでありまして、これは、そのことによって、この条例は、開設を予定していた7月をまじかに控えて改正をしなければならないこともあります。反対をしなければならないことには及ばないと思います。いろいろ一般質問も含めまして、長時間、ある程度長い時間だと思っておりますが、かけて審議した経過であり、私は、もしかしたら、実際スタートしてみても、この条例の中には、いろいろな含みをもった面もあると思いますので、私はこの条例については、賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 次に、反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

反対討論なしと認めます。

賛成討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 賛成討論なしと認めます。

以上、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

次に、議案番号の違う番号で討論がありましたら、お願いします。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。先ほど、議案第49号についての反対討論をいたしました。よって、議案第42号 一般会計補正予算について、この子育て支援センターに係る予算が計上されていることの意味においては、反対をいたします。その他、内容については、全く異議がございませんが、この議案についての反対をいたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 議案第42号の賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 反対討論なしと認めます。

討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

ほかに各案に対する発言ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思います。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

まず、最初に、議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については、一括採決をいたしたいと思います。

議案第43号、議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号、議案第46号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明の終わっております議案第44号、議案第46号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第44号の質疑を行います。議案書9ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の質疑を行います。議案書17ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第46号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号、議案第48号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明の終わっております一括議題の議案第47号、議案第48号の質疑に入ります。

一括議題の審議にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第47号の質疑を許します。議案書21ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第47号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号の質疑を許します。議案書24ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の議案第47号、議案第48号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第47号、議案第48号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、議案第47号、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号

- 議長(橋本憲治君) これより、提案理由の説明の終わっております議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第50号の質疑を行います。議案書34ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第50号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号の質疑を行います。議案書35ページでございます。
1人3回まで質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第51号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第52号の質疑を行います。議案書36ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の質疑を行います。議案書37ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号、議案第55号

○議長(橋本憲治君) 次に、追加議案である議案第54号、議案第55号を議題といたします。

各案に対する、提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第54号から順次説明願います。

建設課長。

○建設課長(林 秀貴君) 議案書の55ページをお開きください。

議案第54号 財産の取得について、説明を申し上げます。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

除雪トラック購入につきましては、現有の平成6年度に購入いたしました除雪トラックが購入後16年経過し、車両の老朽化に伴い作業の効率が低下してきているため、車両を更新し除雪作業の効率を高め、冬期間の交通網の確保に努めるものでございます。

それでは、除雪トラック購入事業について、記以下により説明させていただきます。

まず、事業名は、除雪トラック購入事業であります。

その内容であります。除雪トラックを製作しているメーカーとして、UDトラックス(株)、日野自動車(株)、いすゞ自動車(株)の3社だけであることから、その販売代理店の3社を指名し、入札の結果、最低価格で入札いたしました東北海道日野自動車(株)、代表取締役武者啓一と契約するものであります。

予定価格3,498万6,000円に対して、契約金額は、3,475万5,000円で、うち消費税が、166万5,000円となっております。

機種につきましては、日野除雪トラックで、型式としては、LDG-HZ5YLPHであります。

車種は、10t級で、エンジン出力は、410馬力であり、6×6ダンプ型で、6輪で6輪すべてが駆動する方式となっております。

除雪装置として、車両の前面部に取り付け、投排雪を行うアングリングプラウと車両中央部に取り付けて路面整正を行うグレーダー装置が装着されます。

なお、納入期限につきましては、平成22年11月30日までであります。

以上、財産の取得について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案第55号の提案説明を申し上げます。議案書56ページをご覧ください。

議案第55号 財産の処分について。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、事業名につきましては、町有林生産素材販売であります。

本件につきましては、当初予算で計上しておりました駒里町有林36林班156小班、5.92haの皆伐材でございます。

処分の相手方につきましては、6月18日に6社へご案内し、4社が応札をしてございます。その結果、株式会社遠藤組、代表取締役遠藤耐蔵氏で、契約金額は、1,410万円でございます。

なお、予定価格につきましては、1,093万3,000円となっております。

樹種別の売払い材積につきましては、カラマツは1,561.078m³、トドマツが1,272m³、雑木が16,057m³でございます。

参考までに材の用途別で申し上げますとカラマツについては、約1,512m³が用材、残り49m³がパルプ材となっております。また、トドマツと雑木につきましては、全てパルプ材でございます。

以上、議案第55号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で議案第54号、議案第55号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、各案ごとに質疑、討論、採決をいたしたいと思っております。

最初に議案第54号の質疑を行います。議案書55ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。議案第54号 財産の処分について、これは、町長のマニフェストで、除雪の機械及び除雪に関する車両は、近隣市町と連携し、できるだけ経費削減をするためにいろいろとやり、除雪車などはあまり購入しないとマニフェストで言っていませんでしたか。私は、2,960万円の事業費をこの春の予算審議の時にお話して、ここにある付属のアングリングプラウと路面整正装置は、中古で十分使えるのではないかと行って、この3,500万円の金額は高いから何とか調整してくださいとお話をしました。ところがこれでいくと何も変わらない金額だし、何かすっきりしません。どのようなことで何かやったことはありませんか。それをお尋ねします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、1点目のマニフェストの関係についてのお話をさせていただきます。私が立起にあたりまして、マニフェストというよりも公約の中で前向きに検討する中で今、議員のご指摘のとおり、近隣市町と除雪機械等の広域的な購入利用を検討していきたいと列記いたしました。これはまさに事実でございまして、実は、そのような考え方で、置戸町、北見市等の市長、町長ともその可能性についての話をしましたところ、置戸町等については、もう既に指定管理者というよりは、委託になっておりまして、それから北見市も業者に完全委託の形をとり、私どもの町の直営の中で、広域的に一緒の購入などは、非常に難しいとの見解でございました。

また一方で、道道等についての除雪も広域的に今、北海道がやっています。道道についてもその可能性の検討について、打診をしておりますが、まだ、これは北海道との関係がございまして、ここの部分にもなかなか現時点では非常に難しいこととございまして、今回、特に、従来は何年か経ったら、除雪車や消防自動車等々も更新していくのが従来の考え方でございましたが、使うところまで使おうという考え方で指示をしながら、今日に至り、今回、入札の運びとなりました。入札の中身の経過については、建設課長から説明させますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 川村議員からご質問があった内容は、総合計画で当初予定していたのが、2,940万円で、今年度、3,500万円予算計上したことの趣旨だと思いますが、予算審議の中でもご説明申し上げましたように、総合計画の時点では、車両本体の価格である2,940万円を計上しており、その後、本年度と平成17年に排出ガスの規制があったのですが、平成22年度においても、その規制が大幅に行われることを含め、予算をその分加味し、計上したものと先ほど申し上げた2,940万円は、補助対象経費である2,940万円を計上しておりまして、その他に単独費である夏タイヤ等は、計上していなかったことと排出ガス規制分と一般単独費を含め、3,500万円を計上し、今回の入札をした。

それとご質問の中で、アングリングプラウとグレーダー装置、路面整正装置につきましては、今の現有車両も平成6年に購入した時、一緒に購入されております。これにつきましては、補助対象でございまして、いずれ、今のものを使っても、いずれそれを更新し

なければならぬ時期がくる。その時は補助対象になることができませんので、今回併せて購入するものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませぬか。

1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。今、町長の説明で、できるだけ長い期間使用し、財政運営のコストを下げるといふことでしたので、旧除雪車の処理はどのようにされたのか伺いたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 平成6年に購入いたしました現有車両につきましては、車両を処分するに係り、道に確認を申し上げまして、処分方法としましては、下取り方法が適正であるとのこと指示だったことから、今回、そのことも含めて、下取り価格を含めた価格が、今回の契約金額になったことをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませぬか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませぬか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませぬか。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。今回の財産処分について、この報告のとおりであります。先ほど用途別の内容が示されました。用材が主のカラマツであります。ここで確認したいのは、今、太いところは薄くむいて、貼っていく材料として使うと非常に高価な評価額にされていると聞いております。今の説明の中では、用途説明がなかった訳ですが、これについての対応の仕方をお聞きしたいのと今後において、例えば、今回のような樹種の売払いについてであります。今、私が申し上げましたことも加味した手法で売払い、いわゆる全部伐採し、用材、パルプ材と分けるのではなく、立木のまま評価を受け、販売していく手法がとれないのかどうか。それらについての考え方を示していただきたい。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、用途別の材の関係でご質問いただきました。

太いところは薄くすることで、今回、処分しました用材が1, 512㎡なのですが、実は、その中で今お話のありましたベニヤなどに使う用材につきましては、要するに太い部

分は、989 m³ございます。材長としては、1 m 90 c mのものなのですが、それが一番高く売れる材でございます。この使用につきましては、業者に皆伐委託した際の仕様書の中で、要するに売れる材に切ってもらわなかったらどうにもならないので、仕様書の中である程度うたいながら、今回、このような結果になっている。参考までに申し上げますと1 m 90 c mの材が989 m³、2 m 20 c mの材が約68 m³、3 mの材が32 m³、残りが3 m 65 c mの材が424 m³、足すと端数の関係で合わなくなります、そのような内訳になってございます。

2点目で、要するに立木のまま評価して、山ごと処分してはどうかのご提言をいただいたと思います。それで今回、町有林経営審議会委員と現地調査も一緒に行きました。その中で、一部の委員から今後、伐採したあとの地拵^{じごしらえ}、あるいは新植まで含めたことで一括し、入札する方法もあると教えもいただきました。それが果たして高く、要するに販売した代金から、皆伐の経費あるいは造林経費など、もろもろを引いた残りの純益部分が、果たして有利かどうかもございます。今回の山については、非常に林分のいいところということもございます。次回以降の山の状況もまたご意見をいただきながら、これから精査していくのですが、収支計算を改めてさせていただき十分検討したい。これからまた町有林経営審議会委員の皆さんのご意見も聞きながら、最終的に方向性を出していきたいと思っております。ただ、条件のいい山や地形、距離的なもの、木そのものもいい山の場合とどうにもならない木の山もございますので、山によっては、今回のように分離し、発注していくことが得な場合もあるでしょうし、逆に蓋を開けてみたら損をする場合も出てくると思いますので、これから十分皆さんのご意見を聞きながら慎重に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。説明の中身は分かりました。関係している人たちの中では、その判断に優れた方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、町民の財産でありますから、よりいい条件の中で販売をするような取り扱いに努力をしていただきたいことをご注文しておきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 十分検討させていただきます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。議案第55号の売り払いなのですが、この財産というのをどのように考え、町職員は仕事をやっているのか。町有林の伐採については、伐期のきたことが条件であるなどいろいろあります。そして、災害時に換金をする。すばらしいものが山林、材木と昔から言われているのです。普通の平地に対し、買う人はいない。しかし、山林及び木材は、すぐにでも換金できる。これは非常に大切なものなのです。町民が命を救われることがあるのです。簡単に山ごと売ってもらったり、しょっちゅう、しょっちゅう切ってもらっては困る。ただ、伐期がきた時には、きちんとした対応をしてもらわなければならないが、山ごと売るのは良くない。世木沢氏から寄贈された山で、前回の高速道路の場合は致し方はない。しかし、山ごと売る感覚でやってもらって

は、今後非常によくはない。きちんと考えてやってもらわないといけない。お願いします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、町有林の処分の仕方について基本的な部分のお話をいただきました。基本的に町民の大事な財産ですから、もちろん高い時に売るのが基本になります。その意味では、最大限高くなる方法で先ほど上原議員からいただいたような手法も1つはあると認識してございます。基本は、町有林施業計画に基づきまして、伐期がきているものを順次伐採していく。去年は価格が一時高かったのですが、その後、非常に下がったことで、1年先送りをした経過がございます。いずれにしましても伐期がきたものを順次やっていくのですが、ただ、この伐期がきているのは、当然、太くなっている訳で、そうすると空洞のものが出てきたり、倒木も出てくる可能性がございまして、伐期のタイミングを逃さないで山を管理していくことも1つの時点で、大事な部分ですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。今、川村議員のお話にありましたように町の財産として、非常に大きな面積を有する状況です。非常に財政が厳しい状況の中で、本当に私は待ち望んでいたものであります。そこで1つには、今、担当課から話がありましたように順次時期のきたものは処分する。これは当然売るチャンスなどは、十分検討していると思いますが、その時期のきたものが順次、例えば次から次あるという内容なのか。この先どれぐらいのものがあるのか。概略でいいので、お話いただきたい。

それから、特に、今回、売払ったカラマツ材ですが、これは何年製のものなのか伺いたいと思います。

もう1点は、この1,400万円につきましては、どこに入金するというか、どのような使い方をするのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 1点目のこれからの皆伐の計画ですが、大変申し訳ありません。町有林の森林施業計画が今手元にないので、お答えできないのですが、少なくとも5年以上は継続して、伐採する予定のところがございます。

今回、皆伐したものにつきましては、51年製のカラマツでございます。

収入につきましては、当初予算で計上してございますが、財産売払収入で、当初予算1,400万円を計上していたところでございます。それについては、基本的には、町有林関係に臨時的な経費に充てる。もし、残れば一般財源として、そのまま収入として、受けることとなります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。訓子府町の町有林は、昭和40年と思うが、道のモデル林に指定され、何か道から、下草刈、枝払いにお金が出て、東大の演習林に南富良野町、それから留萌にある京都大学と東大の演習林になり、すぐ訓子府町がモデル林に指定されたと思う。それがいつの間にかモデル林が消えた。確か訓子府町が指定されたことを新聞で読んだことある。とにかく、訓子府町は、道のモデル林のはずです。調べてく

ださい。確かそうになっているはずですが、黒松内町のブナ林とか言っているが、訓子府町がずっと早いはずです。大事にしてもらわないといけない。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 東大演習林等々と同じようなレベルぐらい非常に樹木の年数等々、町有林として、すばらしい財産があることは、山の関係者から本当に聞いている言葉ですし、例えば、訓子府川の対岸にある山忠俵という会社がございます。その社長にもお話を聞いても町有林の維持管理や樹種等も含めて、すばらしいと賞賛を去年いただいたものでございますので、今、川村議員のおっしゃるとおりでございます。今、佐藤課長から答弁させていただきましたが、この審議会は、実は、かつて森林組合あるいは町職員であった山岸、松田、植田と非常に戦後、町有林を支えていただいた方を審議委員として迎え、職員も同行しながら、山の管理は、このようにしなければならないことのご意見をその都度いただきながら、現場で今年もそのような形で実施し、議員の審議委員の皆さんにも参加していただいたところです。残念ながら森林関係の専門職が辞めてしまったことによって、専門職がいなくなったことも行政の緊急課題であります。先輩たちにもお力添えをいただきながら、この貴重な財産を伐採するだけではなく植林も含めて、山を育て、財産に変えていく思想をきちんと持ち、森づくりセンターのご助言もいただき、継続的な町民の期待に応えられるような町有林管理に努めてまいりますので、ここの点は、どうぞご安心とはまだいきませんが、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 先ほど、佐藤議員から財産売払収入の使途の話が出ていましたが、説明不足がありましたので、さらに追加させていただきたいと思います。今回、1,410万円の財産売払収入となりまして、実は、これを皆伐するにあたりまして、714万円がかかってございます。その残り700万円が浮いている形として、儲かっている形になるのですが、これから今年度の予算で、^{じごしらえ}地拵として、220万円を組んでございますので、これに充当させていただくことになります。本来ですと新植することにもなるのですが、新植につきましては、来年度の予算として考えています。また、先ほど言った^{じごしらえ}地拵と新植を合せて600万円ほどかかるのではないかと思います。そのうち60%の補助がありますので、その意味では、これからかかる費用600万円うち、一般会計からの手出しが240万円でございます。まだゆとりはありますが、ただ、木については、50年間を見越し育てることが大事でございますので、一時少し浮いてもあまり喜んでいられないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号

○議長（橋本憲治君） 次に、請願第2号を議題といたします。

まずもって、紹介議員から説明を求めます。

河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、説明させていただきます。

請願された方は、平成17年に交通事故に遭われ、その後、後遺症に苦しまれ、いろいろな病院を尋ねられ、最終的に脳脊髄液減少症との診断で、ブラットパッチ療法にめぐりあわれました。7回にも及ぶ治療によりまして症状も回復され、仕事にも復帰されました。ご自身の体験から今回の請願に至りました。請願の内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって説明に替えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択されました。

◎認定第1号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております認定第1号について、質疑、討論、採決をいたします。議案書38ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより認定第1号の採決を行います。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議事日程の追加

- 議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、山本朝英君ほか4名から、意見書案第3号 脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。暫時、午後3時55分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時54分

- 議長（橋本憲治君） 休憩前を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第3号

- 議長（橋本憲治君） 意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

- 3番（山本朝英君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、意見書案第3号について説明をいたします。

意見書案第3号

脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年6月23日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 議員 山本朝英
議員 川村進
議員 佐藤静基
議員 河端芳恵
議員 小林一甫

次のページをお開きください。

脳脊髄液減少症の診断基準の確立を求める要望意見書

この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第2号において、紹介議員の河端議員より説明がありましたので、この内容についても同一のため、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月23日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
国土交通大臣 様
厚生労働大臣 様
文部科学大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（橋本憲治君） 次に、先ほどの一番最後のページにあります議員の派遣についてであります。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(橋本憲治君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(橋本憲治君) これにて平成22年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労様でございました。

閉会 午後 3時59分